

平和なき近世（上）

——ヨーロッパの恒常的戦争状態に関する試論——

ヨハネス・ブルクハルト

鈴木直志 著

- I 平等の欠如・形成途上の諸国家体系における対等な秩序をめぐる紛争
 - a 普遍的な諸権力の競合と縮小
 - b 地方等族による下からの国家形成の承認をめぐる闘争
 - c 二元的な帝国体制がもたらす平和の攪乱（以上本号）
- II 制度化の未成熟・不完全な国家が持つ安定性の欠如
 - a 君主制ないし王朝の頂点が抱える不安定性
 - b 軍事面での不安定化要因
- III 自立性の不足・戦争という随伴現象を伴いながら国家形成を支えた諸力
 - a 宗派による支え
 - b 経済による支え

c 記憶による支え

IV 結論と展望：恒常的戦争状態の時代理論から動的な平和理論へ

訳者前文

本稿は Johannes Burkhart, *Die Friedlosigkeit der frühen Neuzeit. Grundlegung einer Theorie der Bellizität Europas*, in: *Zeitschrift für historische Forschung*, Bd. 24, Heft 4, 1997, 509-574. の全訳である。分量的な事情から、ここでは上下二回の分割掲載とした。

著者のブルクハルトは一九四三年の生まれで、ハンブルク、テュービンゲンの両大学で歴史学、哲学およびゲルマニステイックを学び、現在はアウクスブルク大学の近世史講座の教授である。彼の名前や研究業績は、わが国ではまだ十分に知られているとは言い難いが、研究の質量いずれにおいてもブルクハルトは、H・シリング Heinz Schilling や H・ドゥフハルト Heinz Duchardt などとならんで、現在のドイツを代表する近世史家である。彼の研究領域は広範囲にわたっている。目に付くのは、経済理論に関する歴史研究、近代史における戦争原因の論考、彼の在職するアウクスブルクの歴史的豪商フツガー家に関する史料編纂といった分野であるが、中でも『三十年戦争』は彼の主著ともいべき作品である。この研究において彼は、もはや論じ尽くされた感すらある三十年戦争の歴史に大胆な新解釈を施して、識者の注目を大いに集めた。紙幅の都合上、その内容をここで触れることはできないが、ブルクハルト自身も言うように、本稿はこの『三十年戦争』で展開された理論を凝縮し、さらに発展させたものである。つまり、われわれは本稿を通じて彼の主著の基本構想を簡潔なかたちで知ることができるのであって、訳者が翻訳を思い立った理由もまさしくこの点にある。以下では、本稿の要旨を略述しながら、ブルクハルトの理論の特徴やその意義について

今少し立ち入って述べておきたい。

一五世紀末から一八世紀末にいたるまでの近世三〇〇年が、ヨーロッパ史上でも類を見ないほど戦争の集中した時代であったことは、あらためて言うまでもない。周知のように、イタリア戦争、トルコ戦争、三十年戦争、スペイン継承戦争、オーストリア継承戦争、七年戦争など、名だたる宗教戦争や継承戦争はみなこの時代に生じており、それらによって近世のヨーロッパは、まさに恒常的戦争状態と呼ぶにふさわしい様相を呈していた。ではなぜ、近世にこれほど多くの戦争が集中したのだろうか。この問いこそ、本稿でブルクハルトによって設定される問題である。彼は近世における戦争の頻発をひとつの時代的特性としてとらえ、これを「戦争の凝集 [Kriegsverdichtung] ないしは原文の表題にある「平和のなき Friedlosigkeit」という言葉で表現する（したがって表題の直訳は「近世の平和のなき」となるが、それでは表題を飾る訳語として少々落ち着きが悪いので、ここでは「平和なき近世」とした）。その上でブルクハルトが目指すのは、この「戦争の凝集」を体系的に説明する理論の構築である。彼のこうした問題設定の仕方には、絶対君主国家に内在する「戦争を招きやすい因子 bellizistische Disposition」を論ずる J・クーニッシュ Johannes Kunisch の影響を見て取ることができるが、ブルクハルトはこのクーニッシュの議論をさらに発展させ、「近世の戦争と平和」を説明しうる独自の理論をあくまでも追求しようとする。すなわち本稿は、「戦争の凝集」を焦点にして近世ヨーロッパ史の体系的な把握をはかる大胆な試みなのである。別の言い方をすればそれは、近年のドイツ歴史学から発信された重要な理論提起であり、ひろく受けとめるべき研究成果であるともいえよう。

さて、近世における「戦争の凝集」を理論化するにあたってブルクハルトが着目した視点は、意外なほどにオーソドックスなものである。それは、国際関係をも含めた近代国家の形成という観点である。彼によれば、主権国家も、そして国家間の関係を秩序づける諸国家体系も、近世においてはいまだ未成熟であり、不安定であった。だからこそ、

近世ヨーロッパは恒常的な戦争状態（しかもその戦争は、主体となる国家が未完成なのだから、ふつう想定するような「国家間の」戦争ではない）に陥つたとされる。国際関係においては、中世の普遍主義が色濃く残存する一方で、地方等族のレベルで国家を形成する動きも現れ、両者はともに戦争を誘発せずにはいなかった。また国内においては、国家形成の未成熟はとりわけ王位継承や軍隊といった制度に現れ、それらが不安定要因となって戦争を誘発した。さらに、自立性を欠いていた近世国家は、その存立のためにどうしても国家外の支えに頼らざるを得ない状態にあった。この支えは両刃の剣であり、国家はそれにより内的凝集力を高めることができたものの、他方で、支えとなったもの——本稿では宗教、経済、記憶（政治文化）の三つが論じられている——は戦争を引き起こしやすいい性質を有していたため、近世国家は戦争に駆り立てられたのであった。ブルクハルトの論旨をごく簡単にまとめると、このようになる。

近世国家が国家として未成熟であったことは、わが国でもすでによく知られている。いわゆる絶対主義の再検討や社団国家論などを通じて、地方や局地のレベルにおける諸身分の政治的影響力であるとか、近世社会の社団的編成といった特徴は、これまでもかねがね指摘されている。近世国家を近代国家と質的に異なるものとして把握することは、今や常識といってもよいだろう。したがって、この点においてブルクハルトの論述は、別段に新しい知見をもたらしているわけではない。しかし、近世国家のこうした不完全さを、戦争の頻発との関連で論じた研究者はこれまでにおらず、この点にこそブルクハルトの立論の独自性を見ることができるといえる。つまり本稿では、近世史の諸領域で積み重ねられてきた研究成果が「未成熟な国家形成に伴う戦争の凝集」という一点で見事に融合され、ひとつの理論にまとめあげられているのである。本稿の意義は、何よりもここに見いだすことができる。

ブルクハルトが本稿で扱っている領域は多岐にわたっている。国際関係をはじめとして、継承、軍隊、宗派、経済、

政治文化といった諸領域に言及がなされている。これらの中には例えば、シリングの「宗派的統一化 Konfessionalisierung」論や、近年のドイツにおける「軍隊の社会史」研究など、わが国でもすでに紹介され、論じられているものもあるし、⁽⁶⁾他方で諸国家体系における普遍主義の問題のように、これまでさほど取り上げられてこなかった領域もある。いずれにしても、ブルクハルトは本稿で総数二四〇を越える膨大な数の注釈を付して、各領域に関する基本文献や最新の重要な研究をきめ細かく指示している。それはさながら、当該領域の主要文献一覧ともいべきものであつて、参照価値はきわめて高いと思われる。この点も本稿の秀でた特色と考えられるので、ここではかなりの分量を占める原註もすべて掲載することにした。

もとより、本稿で展開されているブルクハルトの理論は、細部に至るまですべて説得力に満ちているわけではない。とりわけ第二章と第三章の立論には、第一章のそれと比べるとやや脆弱なところがあり、なお検討の余地があるように思われる。例えば、第二章bでは「軍隊の社会史」研究の諸成果が取り上げられている。ブルクハルトはここで、この新しい研究を援用しながら、近世の軍隊を戦争の促進要因として描こうと試みているが、そのうち常備軍の成立以後については、論証が上首尾になされているとは言い難く、文章はいたずらに難解なように思われた。また第三章cの「記憶による支え」においても、近世国家の自立性の欠如と政治文化との連関が必ずしも明確ではない。彼にとつてこの点は自明なのかもしれないが、やはり、なぜ近世国家が記憶による支えを求めねばならなかったかという点について、若干の説明が必要のように思われる。

ブルクハルトのこの論文は、中央大学大学院の阪口教授の西洋近世史演習で、平成一二年度および一三年度のテキストとして講読された。訳者が本稿を知ったのもこの演習を通じてである。訳文の作成にあたっては、当該年度参加の院生諸君による下訳も参照させてもらい、特に院生の北島寛之君からは文中のラテン語についてアドバイスを受け

た。また、途中からこの演習に参加された一橋大学の屋敷二郎助教授からも、原文解釈に際して有益なコメントをいただいた。これらの方々に謝意を表したい。だが何よりも、翻訳作業にあたり励ましとご指導をいただいた中央大学の阪口修平教授と、日本語への翻訳を快く承諾してくださったブルクハルト教授には、ここで深く感謝申し上げますねばならない。

翻訳の責任はもちろんすべて訳者にある。誤訳の指摘や解釈への批判、あるいは本稿で言及のある諸領域に関わる方々のご意見を、広く乞う次第である。

【訳者前文註】

(1) Johannes Burkhardt, *Dreißigjähriger Krieg*, Frankfurt a. M. 1992. ブルクハルトの数多くの研究業績は、アウクスブルク大学にある彼の研究室のサイト (<http://www.philhist.uni-augsburg.de/Faecher/GESCHICH/GESCH.HTM>) で閲覧できるので、こちらを参照されたい。

(2) 本文註25を参照のこと。

(3) なお、最近刊行されたゲーブハルトのドイツ史ハンドブック(第一〇版)では、近世史の基本文献のひとつとして本稿がリストアップされている。W. Reinhard, *Probleme deutscher Geschichte 1495-1806*, in: *Gebhardt Handbuch der deutschen Geschichte Bd.9*, Stuttgart 2001, S.4. の〇〇から、本稿の持つ学術的価値の高さが明らかである。

(4) Johannes Kunisch, *Fürst - Gesellschaft - Krieg. Studien zur bellizistischen Disposition des absoluten Fürstentums*, Köln 1992. ブルクハルトがクーニッシュの研究に強く影響を受けていることについては、彼自身も後段で述べているとおりである(本文註14参照)。ちなみに、本稿でブルクハルトが理論を展開するにあたって重要な *Bellizität* という概念もまた、クーニッシュからの受容ではないかと思われる。本稿の文脈から理解する限り、この耳慣れないドイツ語は「戦争が起こりやすい状態」ないしは「容易に戦争を招く性質」を意味する抽象概念と考えられるが、訳者には、こ

れに對する手短での確な訳語がまだ見つからないままである。本稿での訳に際しては、文章としての読みやすさをまず重視したため、これが中核概念であることを承知していたものの、あえて無理な日本語にはしなかった。むしろ原文の副題にもあるように、「恒常的戦争状態」などの言葉で表現したことをここであらかじめ断っておきたい。

(5) 現時点でもっとも新しいドイツ史やフランス史の概説においても、この観点は貫かれている。阪口修平「三十年戦争と絶対主義的領邦国家の形成」、「啓蒙の世紀」、「自由主義と保守主義」木村靖二編『ドイツ史』山川出版社、二〇〇一年、林田伸一「近世のフランス」福井憲彦編『フランス史』山川出版社、二〇〇一年を参照のこと。

(6) シリングの「宗派的統一化」を論じる邦語文献としては、千葉徳夫「近世ドイツ国制史研究における社会的規律化」『法律論叢』(明大) 六七卷二・三号、一九九五年や、塚本榮美子「十六世紀後半ブランドンブルク選帝侯領における『信仰統一化』——教会巡察を中心に」『西洋史学』一七二号、一九九三年を参照のこと。ドイツにおける「軍隊の社会史」研究については、阪口修平「近世ドイツ軍事史研究の現況」『史学雑誌』一一〇編六号、二〇〇一年と、拙稿「近世ドイツにおける軍隊と社会——『軍隊の社会史』研究によせて」『桐蔭法学』六卷一号、一九九九年においてその動向が整理されている。

ここ数年来、ドイツの歴史家のあいだでは再び政治史の研究が、しかもその際、国際関係への目配りを忘れずに政治史と関わろうとする動きが強く現れている。¹⁾ドイツの再統一、東欧における新秩序の形成、ヨーロッパ政治における戦争の再来によって歴史の見直しが求められる中、このような動きはすでに定着したといってもよいほどである。²⁾

かつての政治史は外交史や戦史の研究であり、それらを権力国家の観点から応用する研究だったわけだが、政治史の復活がこうした昔の研究に逆戻りすることを意味せず、さらに「対外政策」³⁾が構造的な視点のもとでとらえられているとすれば、右のような現状は考慮に値するものであるし、正当なものでもある。またジェフリー・ベストは、軍

事史に関するシリーズ本の序文で次のように書いて、研究者たちの問題関心を鋭く言い当てているが、ここからも同じことが言える。「かつて戦争の歴史を書いていたのは戦争や軍隊のマニアたちだったような気がするが、今日では『いつたいなぜ戦争が起こるのか?』という問いに、むしろ歴史家たちが惹きつけられている」³⁾。この文章に示されているように、ベストは国際的なパラダイムの転換をすでに見て取っており、さらに、よく見ると彼が近年のドイツ歴史学を無碍に切り捨てていないことも分かる。ドイツの歴史学では、なにも今世紀の両大戦とそれらの原因や背景だけが議論の中心だったわけではない。戦争と平和を繰り返す列強の諸関係は近世においても、いや近世だからこそ、つねに歴史学の中心的なテーマだったのである。戦後のドイツ歴史学の歩みをたどってみると、まず一六、一七世紀史に関するいくつかの偉大な業績が平和問題に触発されて生まれ、⁵⁾ その次の世代になると、きわめて高度な個別研究とならんで、近世における「国家間紛争の発生」であるとか「国家間の平和維持」の歴史的な展開が、より根本から問われるようになった。⁶⁾

近世史家たちがこのテーマを無視してこなかったのはもちろん彼らの功績なのだが、その理由は研究対象そのものにもある。近代はじめの三百年に特殊性を見つけようとするれば、それは「あまたの戦争が行われたこと」に他ならないからである。史料に即して研究すると、そのありとあらゆるところで戦争の言及があることに気づくし、大きな文書館へ行って戦争と関係のない史料を見つけるのは、ほとんど不可能である。イタリア、そして皇帝カール五世をめぐって近代初頭に争われた戦いは、一群の戦争の嚆矢となり、戦争はその後、西ヨーロッパ、北ヨーロッパおよび東南ヨーロッパ、最後に中央ヨーロッパへと蔓延していった。一七世紀前後になると、戦争のない年を見つるのが困難なほどである。文書館の話や入門書の記述を一面的だと思える者は、当時の国法学者たちの声にも耳を傾けてみればよいだろう。記録を残そうと強く意識した彼らは、一七世紀の前半に生じた度重なる戦争の連続を「三十年戦争」と

いう一言にまとめ、自分たちの生きている時代を「軍神マルスの世紀」や「鉄の世紀」と総称している。世紀後半には、ルイ一四世の諸戦争によって事実上「第二次三十年戦争」（一六六七年から九七年）となり、一八世紀にはスペイン継承戦争と北方戦争とが二つ同時に行われ、さらにオーストリア継承戦争と七年戦争が続ぎ、全ヨーロッパ——いや世界的な——規模で新たに戦争が集積されていった。ここで挙げた戦争は、ひとつの時代、すなわち平和のなさが統計的にも確認される時代に生じた争いのうち、もっとも有名で大きなものにすぎない。古典的ともいえるクインシー・ライトの試算にしたがえば、一七、一八世紀のヨーロッパ列強のいずれにおいても、平時より戦時の方が時間的に長かった。戦域の拡大、戦闘行為の密度、軍隊と戦場の規模、戦闘の回数とその期間、人的損害と戦費、これらのファクターがいずれも増大しているということは——個々のデータを算出する際の方法的な問題は別にしても——、近世の歴史の中で戦争の比重が増したということの意味する。指標を総合すると、一五世紀から一七世紀までにそれは五倍に増加している。一九、二〇世紀になると今度は、近代戦に伴ってこの比重が量的にも質的にもさらに増大するのだが、他方でこの時期には比較的長期の平和が訪れたので両者は相殺された。「近世における戦争の凝集」といった概念が取りざたされ、さらに、何度かの戦闘休止を伴う三百年戦争のプロトタイプとして三十年戦争が理解されているのも、まさにこのような研究動向をふまえてのことなのである。

近世における平和のなさ、史料や歴史叙述の中でひととき目を引き、統計上もはっきりと現れているこの平和のなさには、説明を要する——たとえば、戦争それ自体があるのは当たり前と考えるにしてもである。その諸原因は、この時代に関する非常にすぐれた個別研究のおかげで、かなりの部分明らかになっている。戦争の理由付けを羅列した一覽もようやく現れてきたし、いくつかの分析も生まれている。今やこれらを総括して体系化する時が来たのである。その際、たんにこれらの業績を寄せ集めるだけでなく、近世という歴史的次元での戦争と平和をいくらかでも明らか

にしようとするためには、時代の全体的な性格とそれがヨーロッパ文明の歴史の中に占めている位置を確認し、そこから考察がなされねばならない。ここでは、あるひとつの視点を中心にして考察を進めることにする。この視点は専門家を驚かすようなものではまったくないが、近世における平和のなさを理解するにあたって決定的といってもよいほど重要な視点である。その視点とはすなわち、近代国家の形成である。

好むと好まざるとにかかわらず、近代国家はヨーロッパの歴史が生み出したもつとも強力な機構であり、近代初頭の数百年におけるその形成過程は、世界史的にもきわめて重要な事象である。国家を正当化する諸理論や政治教説のうち、今日でもなお基礎的な文献と呼ばれるものがこの時期に現れ、繰り返し説かれたのは偶然ではない。¹⁷この時期にはまた、国家の権限や行政が拡大されたり、領域の組織化が図られたりと、現実においても国家権力の増大とその制度的な強化が始まっている。国家と戦争が平行して「増大」するさまや、国家、財務、軍事の各行政が多くの国で直結してゆくさまは、戦争の原因を国家に求めるひとつの証拠になるであろう。¹⁸ただしその際注目すべきは、戦争の生じた理由が、ヨーロッパのいくつかの国々で国内権力が一本化されたからという、自明とは言えない説明で済まされていることである。もしこの説明にしたがえば、諸国は国内を平定したとしても、今度は新興の主権国家として互いに戦争する可能性をつねに有していたことになる。つまりそこには、国内の統治権力が完全に整えられたがゆえに、対外戦争は頻発したのではないか、という疑念すら感じるのである。近年のイギリスの学界では「戦争は国家をつくり、国家は戦争をつくった」との指摘がなされ、活発に議論されている。¹⁹その一方で政治学者エッケハルト・クリッペンドルフは、ある意味で歴史を総括するような大著をあらわし、彼の見解にしたがえば切り放し得ない「国家と戦争」の関係をその中で取り上げている。彼は、国家という制度化された暴力装置が戦争を引き起こすメカニズムの元凶であると断じること、歴史家たちにも議論を巻き起こしたのであった。²⁰国家と戦争の関係は、ヒンツェやマイネッ

ケといったかつてのドイツの歴史家たちもすでに見通していたのだが、この著書ではそれが批判的な立場から論じられ、一般化されている。クリッペンドルフの見解を敷衍すれば、戦争をなくすためには国家をなくすか、あるいは諸国の並存をやめて世界国家を樹立せねばならなくなる。そうなる、無政府状態か専制政治のどちらかが平和の代償ということになってしまう。

幸いなことにこの見解は歴史を誤つてとらえている。この誤りを取り除けば、諸国の平和的共存をもう少し明るく展望できるだろう。すなわち、近世に特有の平和のなさは、諸国家体系が戦闘性を増したことを示してはいないのであつて、実のところそれは、諸国家体系が形成される途上の諸問題を示しているにすぎないのである。というのも、三十年戦争のような戦争で対立していた諸勢力は、まだはつきりと国家と呼べるようなものではなかつたし、近世の戦争においてはむしろ、どのようにして国家としての体裁を整えるべきかという問題の方が、はるかに重要だつたからである。近世の戦争は、当初の段階ではまだ国家間の戦争と言えるような代物ではまづなかつた。それは国家形成をめぐる戦争だつたのである。この点は、国家の性質を評価するにあつて少なからぬ示唆を与えてくれる。すなわち、成長期に生じる諸問題は先天的な欠陥ではないということである。国家と諸国家体系が確固となるにつれて、戦争を抑制しようとする要求が、つまり交渉と条約によつて戦争を回避し、限定し、省略しようとする実践的な要請が高まつたのであり、恒常的な外交関係や調停技術、講和外交、協定に基づいた紛争処理、安全保障といったものとともに、今日まで通用する諸国家間の平和維持機構の総体が形作られたのであつた。長いあいだこの機構が真価を發揮できなかつたのは、それ自体に原因があつたからではなく、前代からの残滓、国家形成の未成熟、近代国家への移行に伴う諸問題がそれを円滑に機能させなかつたからである。国家形成という研究視点は適切なものであり、近世における平和のなさはこの視座から理解されねばならないのだが、諸国が容易に戦争へと流れていったのは国家という

制度があったからと考へてはならない。反対に、むしろ国家が未成熟であったこと、近世国家が国家としては発展途上だったことに、その原因があるのである。

本稿ではこのテーゼを、形成途上の国家が抱えた三つの問題領域から証明しようと思う。そして、当時の平和のなさに対してこれらの問題がどのような意味を持つていたかについて、明らかにしようと思う。近世国家はその構築段階においては、相互に対等ではなく、制度化が未成熟であり、さらに自立性にも欠けていた。したがって近世に多発した戦争の原因は、対等な秩序をめぐる争い、制度の不安定さ、そして国家形成に伴う副作用に求められることとなる。近世の国家には戦争を誘発するようないくつかの不備があったという論点は、三十年戦争をプロトタイプにすれば直接目の当たりにできるのだが、かねがね提起されている、この時代全体の体系化に際しても有効である。そしてこの論点は、発展史的な戦争の理論の是非を考へるよいきっかけとなり、新しい理論的な基礎を提供してくれるのである。⁽²³⁾

I 平等の欠如：形成途上の諸国家体系における対等な秩序をめぐる紛争

近代の諸国家体系は、対等の原則の上に成り立っている。その構築原理とは、互いに同等で、同権の相手と認め合う諸国が空間的に並存することである。諸国家体系の形成は、互いが平等ではない時代からすでに始まり——その最初の出発点は一四九四年、一六四八年、一七一四年といった年に求められているが、いずれにしても長い期間をかけて形成された。⁽²⁴⁾ 旧ヨーロッパの身分制社会は、不平等の原則ならびに階層的秩序を体现しており、それがゆえに諸国家の同等な並存を正当な政治秩序として受け入れがたい状況にあった。⁽²⁵⁾ 諸国家体系の形成にあつたのは、一方では上位権力であり、他方では下位権力である。前者はすなわち、皇帝と教皇の黄金時代以来、普遍的な権力を要求した者

たちであり、後者は、都市や諸身分からフェーデを行う騎士に至るまでの、事実上地域を支配する個々の権力集団である。この二つの極のあいだで、また規模からいっても両者の中間レベルで、近代の諸国家が形成された。だがその際、国家形成の主体はたいいていの場合、あくまでも普遍的な諸権力と身分制的に地域的な諸権力自体であつて、ちょうど近代国家の規模に見合うまでこれらが縮小したり、上昇を遂げねばならなかつた。ただし、そこに至るまでには長い戦争の過程があり、超国家の残滓と地域の残滓とが、平和的な対等の秩序を繰り返し妨げていたのである。まず超国家の残滓から検討をはじめよう。

a 普遍的な諸権力の競合と縮小

超国家的支配を標榜する場合には、正当化のための一群の概念がなお振りどころにされており、特に帝国 *imperium*、一元支配 *monarchia*、キリスト教 *christianitas* の三つがその典型であつた。神聖ローマ帝国にまつわる帝国の普遍的威光は、近世になると「ドイツ国民の」という付加語がつくために失われたかに見えるが、それでもなお超国家的なローマの帝国概念はしっかりと生き続けていた²⁸。皇帝の称号は、ヨーロッパでの優位を基礎づける——だからこそスペインやフランス、スウェーデンの国王たちが皇帝候補となつて相争つたのである——とともに、例えばイタリヤを舞台に展開されたように、国家の枠を飛び越えた権利を主張することを可能にさせていた。モナルキアという概念は、今日では国家の統治形態を、具体的にはとりわけ王国のことを念頭に置いてしまうけれども、近世においてはまだ世界の「一元支配」という、まったく字義通りの意味で理解されることがほとんどであつた。この概念は例えば、どの時代にもたつたひとつの世界帝国しか存在しないと説く世界一元支配論にはつきりと示されている。一六、一七世紀の国法学では、モナルキア概念を広い意味で使おうとする際に「普遍的な一元支配 *monarchia universalis*」と

いつた言葉が用いられたが、当初この用語は決して罵りの言葉ではなく、超国家的な支配要求を正当化するために使われていた。³¹⁾最後に「キリスト教」であるが、十字軍の時代からよく知られ、近世になるとトルコ戦争に引用されたこの概念は、まとめりとしてのヨーロッパの一体感を想起させるとともに、誰がそれを代弁する最適任者であり裁定者なのかという問題も引き起こした。³²⁾キリスト教的諸侯の共同体の司祭を務めるローマ教皇、その保護主である皇帝、普遍性という点ではどこよりも勝るスペイン「カトリック」王権、あるいは称号に形容詞の最高級を持ち込んで「もつともキリスト教を奉ずる王」や「教会が最初に産んだ息子」と名乗るフランス王、彼らはすべてキリスト者共同体の代弁者だと自覚していたのである。これまで述べてきたすべての普遍概念、さらに絶対上位や優位を定めているその他の多くの文言は、一六、一七世紀の政治的理想がいまなおヨーロッパ全土に通用するある種の普遍的階層秩序であったことを示している。³³⁾この秩序の中で争われたのが頂点の座であった。その座は空位であるとか誤った者が占めているといった主張がなされた時でも、頂点の座の存在自体は当然のこととされ、その上であらためて、誰がこの座を占めるかが問われたのであった。普遍主義を掲げるほどの力を持つ勢力による絶え間ない競合と紛争は、その結果として生じたのである。

第一の勢力は、ハプスブルクないしオーストリア家である。一五世紀以来、この家門は世界を統治する立場にあると考えられていた。すなわち「オーストリアは全世界を治めねばならぬ *Austriae Est Imperare Orbi Universo*」³⁴⁾とある。マクシミリアン一世を取り巻く喧伝家たちは、ハプスブルク家の歴史的、政治的要求を掲げ、これを実現しようとしてマクシミリアンは皇帝政策や相続契約を行い、教皇にまで立候補したのであった。しかし帝国等族は彼に従わず、イタリアでは軍事的対立が生じてしまった。マクシミリアンの後継者で、皇帝選出以前にすでにスペイン王だったカール五世は、普遍帝国の路線をそのまま踏襲した。皇帝に立候補すれば、ドイツの諸問題もすべて背負い込むことにな

るが、それでも候補になるべきかとスペインの枢密院で議論された時、宰相ガツティナラはマクシミリアンの孫(カール五世)に「皇帝の位は、世界を支配するためのもつともよき称号にございます」と進言して説得した。ここで想定されている世界とは旧世界のことであつて、新世界を意味するようになるのはずっと先のことである。世界の支配 *dominium mundi*、あるいは世界の一元支配 *monarchia mundi* なるものは、旧ヨーロッパ的な意味合いで正当化されており、したがってこれらの概念において支配権が要求されている世界とは、政治的統一体としてのヨーロッパ、もしくはキリスト教世界であつた。かつて歴史家のあいだでは、カール五世の世界支配を動機づけたのは中世の普遍的な皇帝理念だつたのか、それともハプスブルク家の王朝利害だつたのか、という点をめぐつて論争がなされたが、そのような争いは無意味である。なぜなら、王朝が普遍的な要求の担い手だつたからである。カールの治世後に生じた両統分立、すなわち中欧Ⅱ皇帝家と大西洋Ⅱスペイン家への分立は、家門の分離というよりはむしろ協力的な分業体制と言つた方がよいものであり、この体制によつてきわめて多くの実りをもたらされるとともに、三十年戦争も可能になつたのであつた。スペインが軍事的な攻撃性を極度に高めた時代の出版物には、ヨーロッパでスペインの占めていた地位がはつきりと示されている。時勢を暗喩した地図では、スペインがヨーロッパの頭となり、そこには王冠がかぶせられている。また、今やスペインの支配範囲が新世界にまでおよぶことを印象づけるような地図もある。これらにおいて強調されているのは、キリスト教世界のためにスペイン王権がどれほど政治的、宗教的な功績をあげたかということであつて、それと同時に、オーストリアとともにもつとも普遍的な帝国 *mas universal imperio* をなすスペインには、たんなる優位でなく「絶対的な優越 *superioridad*」があると強く主張されたのである。この時期にドイツのハプスブルク家はやや停滞していたが、トルコ戦争やルイ一四世の戦争の時代には立ち直り、一八世紀になつてもなお驚くほど普遍主義的な支配観を誇示し続けた。

このハプスブルクの最大の敵となつたのはフランスであつた。——イタリアや神聖ローマ帝国に干渉し、カール五世と果てしない戦争を繰り広げ、さらにはリシュリユの指導の下で三十年戦争へと介入し、ハプスブルクの普遍王朝に立ちほだかつた勢力である。もとより、一六、一七世紀のフランスはまだ主権国家の権利を主張することはなく、ハプスブルクの占める地位に自ら取つて代わることが目標であつた。その地ならしをしたのはアンリ四世であり、彼をヨーロッパ無比の君主で裁定者だと讃えたアンリ主義者たちであつた。スペイン宰相オリバーレス、そして彼と対極の人物だつたと言われるリシュリユは、ともに覚書を残しているが、そこに示されている政治方針は驚くほど似通つている。その中で、両者の主君はともに「世界の」ないしはそれと同義の「ヨーロッパ最強の君主」、「キリスト教徒の首長」として、普遍的な声望を得るべきものとされるが、そのように主張することで彼らは、普遍主義の遺産を独り占めにしようと目論んだのである。あるスペインの時評家は、どのみち同権のままの政治的並存などありえないのだから、他国の支配を受けるぐらいならヨーロッパはスペインの支配を認めた方がいいと述べている。もう一人の論者であるカムパネツラは、スペインからフランスへ亡命した人物であるが、彼の場合は普遍主義の図式をほとんど変えずにその任に当たる国王だけを取り替えたのだつた。スペイン王は最強の君主としての実力を持ってなくなつたのだから今やその役割はフランス王にある、というのが彼の主張である。誰かがその地位にあらねばならず、さもなくば無秩序状態になるとされた。ルイ一四世の政治綱領もまた、この普遍主義に連なっている。彼はヨーロッパという普遍的世界の頂点の地位が自らにあると主張し、その地位を固めようと、国際的な序列や従属関係を用いたり、自己の優位を示威したり、国際法上の保護関係や仲裁裁定を駆使したのであつた。法の拡大解釈や喧伝の応酬の中では、一方の側がフランス王権を最古にして皇帝をしのぐ唯一真正な権力と見なし、皇帝の地位をも要求したが、他方の側はフランス王権にそのような普遍的権力はないと主張した。このような反目を背景にして、一六六七年から一七一四

年まで絶えず戦争が繰り返されたのである。⁽⁴⁸⁾「外交上の平和の誓言など真面目に受け取ってはならぬ」という文言は、ルイ一四世が彼の息子に残した訓戒としてたびたび引用されている。ただし実際には、この言葉は外交全般に対して適用されたのではなく、ヨーロッパの首長をめぐる解決しがたいこの構造的対立に対してのみ用いられたのであった。⁽⁴⁹⁾ヨーロッパにひとつしかない頂点の座をめぐって互いを排除する競り合いがなされた。一五世紀から一八世紀まで続いたハプスブルク対フランスの長期紛争は、この競り合いに根ざしていたのである。

さて、一七世紀になると、グスタフ・アドルフ率いるスウェーデンが普遍を標榜する第三の候補として現われ、北欧が継承してきた超国家の遺産を戦場へ持ち込むことになる。⁽⁵⁰⁾その遺産とは、スカンジナビア諸王家の連合という消えることなき理念であり、第二には、ヴァーザ家が手中にして奉じることとなった大ポーランド・ヤゲロー帝国の伝統であり、そして最後にバルト海への、当時の言葉でいえば世界の海への支配要求であった。⁽⁵¹⁾これらに加えてさらに、何世代にもわたって築かれた理念にゴート思想がイデオロギーの衣をまとわせることになった。「スウェーデンはゴート人の末裔として英雄的な戦争をして、ローマの世界帝国を再建する使命がある」という理念がそれである。⁽⁵²⁾実際に「スエビ人、ゴート人、ヴァンダル人の王 *Succorum, Gothorum et Vandalorum rex*」という称号は空虚なものではなかった。なぜなら、カール九世が「九番目」のカールを名乗ったのは、ヨハネス・マグヌスという架空の王祖の後に七人のゴート王を合算した上のことだったからである。この正規の支配イデオロギーを頂点にまで高めたのがグスタフ・アドルフである。ゴート・ルネサンスの中で育てられた彼は、このイデオロギーをスウェーデンの政治的正当性のために利用した。古典古代に関する知識と実際の行動は別だと考える者は、ドイツへ上陸する前にグスタフ・アドルフが行った演説を読んでみるがよい。⁽⁵³⁾もしくは、往時のままでストックホルムに保存されている、王の旗艦を見学してみるがよい。⁽⁵⁴⁾その船を飾る彫像には、ある意味が込められている。グスタフ・アドルフというライオンが、

歴代のローマ皇帝を両翼にして、ゴートの戦士たちに運ばれながら大洋を越える——すなわち、果てしない戦役が表現されているのであり、周知のように実際のそれは南ドイツにまでおよび、王の死によってようやく終結したのだった。旧約聖書、神の摂理、さらに終末論から導き出された、選ばれし英雄王というイメージは、アレクサンダー大王やアウグストゥスといった古典古代の征服者や支配者たちを引き合いに出すこととならんで、普遍主義的な要求を強めた。スウェーデンの主張ではその要求はすでに、皇帝の位を手にするところまで具体化されていた⁵⁵⁾。この究極の目標のうち、宰相オクセンシエルナはハイルブロン同盟の結成という穏和なかたちで、そのいくらかを実現しようと試みた⁵⁶⁾。だがその後彼は、スウェーデンの普遍主義を段階的にバルト海にまで狭めざるをえなくなる。かつてのドイツでは、信仰と自由を守った英雄としてグスタフ・アドルフをとらえる伝統があり、また近年のスウェーデンでは、この国王をバルト海経済の政策家として解釈し直そうとしている⁵⁷⁾。どちらの見解も、国民国家の立場からグスタフ・アドルフ像を求めようとするものであつて、スウェーデン史の中にある政治的普遍主義を見えにくくさせている。普遍主義の持つ重要性は、他のヨーロッパ諸国との比較を通じてはじめて十分に理解されるものである。カール一〇世の大スカンジナビア主義、そしてヨーロッパの半分を巻き込んだカール一二世の戦役からも分かるように、スウェーデンの政治的普遍主義はやはり、一八世紀にいたるまで平和を攪乱し続けたのである。

中欧や西欧から見れば一八世紀からヨーロッパ列強に加わった新参者かもしれないが、ロシア帝国もまた一六世紀以来、自らを世界帝国として正当化していた。その根底にあるのは、コンスタンティノープルの陥落によって一四五三年に滅亡した東ローマ帝国の伝統がモスクワへ移植されたという考え方である。モスクワへ移されたのは伝統だけではない。ビザンティン皇帝の娘、宮廷儀式、総司教座、東ローマの双頭の鷲、それどころか時として、七つの丘を持つ「永遠の都」という伝説までもがやって来たたとされた。この「第三のローマ」は最後の世界帝国であつた。なぜ

なら「ローマは世界全体」⁽⁸⁾だからである。ロシア・ローマ普遍主義を保証したのは、まずなによりも皇帝の称号であった。「ツァーリ」という称号は大ブルガリアからロシアに入ってきたもので、タタール時代にも併記され、後にモスクワ大公が用いるようになったのだが、はじめのうちこそ他の列強からその信憑性をほとんど認められなかったものの、この称号はロシアの普遍主義を保証する最重要のものとなっていた。⁽⁹⁾カール五世がガッティナラから皇帝イデオロギーについての助言を受けていたのと同じ頃、プスコフのフィロフェイは、彼の君主が「全世界のキリスト教徒の上に立つたつたひとり」のツァーリである⁽¹⁰⁾と確言し、ここにひとつの伝統が基礎づけられたのである。イヴァン四世の時代になると、古代ローマのさらなる要素がこれに付け加えられた。⁽¹¹⁾ツァーリの称号が神聖ローマ皇帝のそれ *Kaiser* と同様にカエサルに由来することは、一七世紀のあいだに忘れ去られたかに思えたが、ピョートル大帝の時代になると今一度、政治的に強く主張されるようになった。ツァーリたるピョートルは、北方戦争でスウェーデンの普遍主義を撃退した後、一七二一年に「インペラートル Imperator」の称号を用いて、皇帝としての自らの地位を強調したのである。このロシア皇帝権が新たな近代国家の構想に拠って立ち、東ローマの伝統とはもはや関係のなくなった権力であると見なす考えは、今となっては時代遅れとも言うべき誤った認識である。⁽¹²⁾この点については、当時の普遍的勢力の方が状況をより正しく理解しており、一八世紀の半ばにいたるまで、このロシア皇帝の称号を拒絶し続けた。ハプスブルクの皇帝は、次のような典型的ともいえる理由をつけて拒否している。「キリスト教世界の頭領はたった一人しかいないのだから、皇帝は『ヨーロッパにもう一人のインペラートルが存在すること』を認めるわけにはいかない」⁽¹³⁾。これに比べるとワルシャワはいくらか近代的であった。ポーランド国王はプロイセン王国を承認し、それともプロイセンとの「対等」をも認めたからであるが、そのポーランドといえどもさすがに、新参のロシア皇帝の「優越」を承諾することはできなかつた。東方にあるこうした帝国の伝統は、ヨーロッパ以外の地域を戦争に巻き込む先

鋒としての役割を果たし、ロシアが大国化した後には、他のヨーロッパ諸国もアジア全土へと拡張することになる。⁽⁶⁵⁾
 ピョートル大帝、エリザヴェータそしてエカチェリーナ二世こそ「ある種の勢力均衡をヨーロッパの北方で維持」しようとする試みを頓挫させた張本人であり、古い普遍主義に由来するこのさらなる紛争の種によって、出来てまもないヨーロッパ諸国家体系は揺さぶられたのであった。

一五二九年のスレイマンによるウィーン侵攻にはじまり、一六世紀末の大トルコ戦争を経て、一六八三年の第二次ウィーン包囲にいたるまで、トルコとの戦争は無数に行われたけれども、このトルコ戦争もやはり国家間の戦争ではなかったことを最後に述べておこう。⁽⁶⁷⁾ その理由は、長いあいだキリスト教世界とイスラム世界が、互いを持続的に共存できる相手と見なしてこなかったことにある。イスラム法ではしかも、例外的な場合にのみよそ者を条約の相手として認めていた。⁽⁶⁸⁾ だが理由はそれだけではない。「世界を支配するための手綱を」神から委ねられた、唯一真正な普遍君主である⁽⁶⁹⁾とスルタンが自認したことにも、その一因があつたのである。自らを「全世界の中で」「もつとも偉大で」「もつとも力があり」「もつとも強大な」支配者であり、「地上における神の影」と称したことは、決して東方のみを念頭においた発言ではなく、ローマからヴェルサイユにいたる諸勢力がことのほか過度に「世界を代表するのは我のみ」と主張したことへの対応だったといふべきである。つまり、オスマン帝国はこうした流れの中でいつしか、東ローマ⁽⁷⁰⁾ビザンツの普遍主義の伝統を主張し始め、キュロスやアレクサンダーの後継者を名乗るようになったのである。このオスマンの動きに対して、ドイツのパンフレットではスルタンが「トルコ皇帝」と呼ばれてキリスト教の皇帝に對置され、また外交書簡では「一元支配を築くこと Monarchie machen」が、皇帝とフランス国王とスルタンとの三者間の駆け引きの目的とされているように思われる。⁽⁷¹⁾ 当初のうち軍事的成功をおさめていたスルタンの普遍権力は、なかなか和平に応じようとしなかった。——一六世紀の半ばにいたるまで休戦は文書化されておらず、コンスタンティ

ノーブルに限って一六世紀を通じて休戦が果たされたものの、一六、一七世紀全体では期限付きの休戦しか実現していないのである。和平締結を早急に必要としたドイツ皇帝は、ハンガリーの奪還地域を確保するため、表敬進物と呼ばれる三万グルデンの金銭を毎年納入せねばならなかったが、コンスタンティノーブルではこれをイスラム法の定めた貢納であるとし、また従属の証として受け止めたのであった。一六〇六年のシトヴァ・トロク条約では、毎年示される恭順の代わりに、ドイツ皇帝側は二〇万グルデン支払って「これで最後」としたのであるが、「これを最後として *semel pro semper*」というまさにこの文言が、条文では突如として消えたのであった。これは、皇帝と同列の地位をスルタンが認めないことを示した好例である。同じことは、一六八三年の第二次ウィーン包囲によりオスマン帝国がふたたび勢力を伸ばし、その際にあらためて貢納を要求した時にも、はつきり見て取ることができる。しかし、オイゲン公の時代に絶えず反撃を受けるようになると、オスマン帝国もまた国際法に則った持続的な共存を認めざるをえなくなつていった。

このように、結局のところ諸国家体系とは、普遍的な諸権力によってある時期まで争われた競合の産物に他ならない。この争いには上記以外の諸勢力も加わつて、列強に劣らぬ力を発揮したこともある。例えばスウェーデン王権は、デンマークならびにポーランドとの絶え間ない争いの中ではじめて優位を獲得したわけだが、この二つの競合勢力はともに、そもそもスウェーデンよりはるかに地位が高く、力も強かった。特にポーランド＝リトアニア統一帝国は、もつとも強大でもつとも輝かしい、さらに——比較的新しい見解によれば——制度的にもきわめて注目すべき帝国のひとつである。一六四八年から一六六八年までのあいだ、ポーランドの歴史に「大洪水」として残る一連の戦争と占領の時期を経験した結果、この勢力は予期せぬ崩壊の憂き目にあうとはいえず、それ以前、長きにわたつてポーランドは戦争を誘発する因子であつた。この西スラヴの大帝国は、一六六七年のアンドルシュフ休戦協定で無力になる。後

に一七二一年のニスタット条約で、スウェーデンが大国の座から陥落した時もそうなのだが、興味深いことに、この無力化によって北方では諸国家体系の構築には向かわず、ロシア帝国の優位が用意された。諸国の並存とは、ヨーロッパを統べる第一人者の空位を意味するのではなく、永続的な秩序である。誰もがこのことを完全に理解するまでには、戦争による長い習得過程を必要としたのであった。相互対等の原則で設置された最初の会議は、ヴェストファーレン講和会議である。この会議によって、ハプスブルクの大帝国は解体され、条約を締結する当事者たちは互いに主権国家として認め合った。もとより「対等な国家間の」条約締結という点では、その後も無数の会議が繰り返されねばならず、特に、一七一四年にスペイン継承戦争が終結し、新たな国際関係が定着するまでの時期はそうであった。

相互対等の原則を具体的に体感する効果をあげた例として、会議場の出入り口を指摘することができる。一六九九年のカルロヴィッツ講和会議では、優先順位をめぐる争いがこれによって回避されたのであった。交渉会場には、四つの扉をつけた家屋がわざわざ建てられて、会議に参加したすべての国の代表者たち、特に皇帝とスルタンの代表者を、それぞれ別の扉から同時に入場できるようにしたのである。それ以前にもすでに、一六五九年のピレネー講和会議において、スペインとフランスがこれに似た相互対等の工夫をしていた。スペイン継承戦争以降になると、ヨーロッパの中で普遍主義を標榜することは不当と見なされ、諸国家体系という新しい平等の原則が根本原理として理解されてゆく。抽象的な言い方をすれば、これが勢力均衡の原理である。ただし留意すべきは、戦争がなされ、それを通じてのみこの新しい原理が定着し、その後も引き続き維持されたということであり——このような「競争と戦争の中で勢力均衡」なるものは、ウィーン会議によってようやく克服された、あるいは最新の見解にしたがえば、この会議により破棄すらされたのである——、さらに「バランス・オブ・パワー」を代弁しこれを支えたイギリス人が、「ヨーロッパでは」自ら裁定者の地位を占める一方で、海外ではひたすら帝国の形成に努めていたことである。

大英帝国の海外における植民地紛争は、一八世紀には七年戦争を頂点としてヨーロッパへ影響を及ぼしたのであるが、この大英帝国の場合もまた旧ヨーロッパの普遍主義に根ざしていたということを、多くの事例が示している。エリザベス時代に生まれ、一七世紀のあいだに形作られた帝国イデオロギーにしたがえば、イギリスこそがキリスト教世界の中で優位を占め、裁定者たるにふさわしい勢力であった。つまりイギリスは、自国の古き、宗教、王家の栄光、ローマ帝国の模範を交互に援用しながら、スペインやフランスと同じものを要求したのである。だがその一方で、島国という条件と「海洋生まれの帝国 Seaborne Empire」という性格がますます重要性を増し、海洋世界帝国という独自の理念が生まれるに至った。⁽⁶²⁾大陸の普遍主義は、キリスト教世界の一体性とその中にひとつだけ存在する頂点の座を前提にしたため、それと海洋帝国理念との内容上の違いは次第に大きくなり、イギリスの帝国理念がヨーロッパに与えた影響は、いわばその傍らを通り過ぎる程度にとどまった。⁽⁶³⁾近年では、一八世紀の「帝国」が持っていた地理的重要性さえも疑問視する研究や、「間違つて生じた帝国主義」⁽⁶⁴⁾を論じる研究があるが、この海洋世界帝国の理念に現れる新種の世界がどのような意味を持つものなのか、またどの程度の範囲を想定しているのかについては、これらの研究によつてさらに明らかにされねばならない。それはともかくとして、大陸の勢力であるスペインやフランスが、ヨーロッパをめぐる主導権争いとの関係の中で植民地政策を展開したことは確かである。両国は、より有利な立場に立つてヨーロッパでの争いを開始し、より多くの財源を確保し、さらに自国にとつてより都合のよい喧伝をするために、植民地帝国を利用したのであった。両国にとつてあくまでも価値があつたのは、ヨーロッパの主導権争いの方だつたのである。最大の軍勢力を誇つた国といえども、海外に割いた部隊数がごく少数の付随的なものだつたことからして、本当に優先された争いがどちらだつたかは明らかである。⁽⁶⁵⁾要するに、ヨーロッパの海外拡張に伴う数多くの随伴現象があつたにせよ、近世のヨーロッパで戦争が頻発した原因は、世界規模の初期帝国主義ではなく、ヨーロッパに特

有のかたちとも言うべき普遍主義に求められるのである。

普遍主義の残滓は、主権論、勢力均衡論ならびに国際法の各理論が普及したにもかかわらず、理論の分野でも影響を及ぼし続けた。「キリスト教世界をたった一人の頭領が統治して、一元的な支配をうち立てることは、有益で望ましいことなのかどうか」、一六七六年に公刊された国家学の著作では、この問題が正面からあからさまに取り上げられ、その是非が論じられている。ここでは、キリスト教世界が「多くの国家へ」分裂してゆく当時の現実が対置されており、普遍的支配と諸国家並存のどちらがよいかについては結論が下されていない⁸⁷。諸勢力の実際の動きという点から見れば、普遍主義は一八世紀に至ってもなお、幾度となくその姿を現していた。皇帝がイタリアにおける帝国の古来の権利を主張し、外交上の特別な地位を要求したのもそうである。また、一七四〇年にフランスがオーストリア継承戦争へ介入したのは、この時フランスで、今こそオーストリアを粉砕しヨーロッパ第一の勢力にして裁定者になる時が来た⁸⁸と叫ばれたからであり、ここにも普遍主義の残滓を見ることが出来る。この戦争でフランスは企てを実現できず、その後一七五六年の外交革命によってオーストリアと同盟関係になり、旧来の構造的対立は解消されたわけだが、その段階ですらなお、かねてからの目標であるフランスの優位について取り沙汰されている⁸⁹。七年戦争を頂点とする英仏による世界規模の植民地紛争にも、少なくともフランス側から見る限りでは、普遍主義的な解釈はある程度の影響を与えた⁹⁰。このように、諸国家体系を構成する諸国の一部はまだ普遍主義に由来していたのであり、それを想起させる残滓は、諸国家体系が構築された後になっても消えることがなかった。それどころかこの残滓は、条件さえ整えば即座に平和を攪乱してしまう性質のものであったのである。

b 地方等族による下からの国家形成の承認をめぐる闘争

これまで述べてきたのは、普遍主義的世界が戦争の痛みを伴いながら諸国家世界へと縮小する局面であった。だがこれとは正反対の下からの国家形成という問題もあるので、次にこれを検討しよう。旧ヨーロッパでは、国家形成にあたって等族が力を持っていた。その理由は、当時の支配が二重構造になっていて、統治者は等族の同意を得て支配するという、いわゆる同意に基づく支配が実現されていたことにある。等族は国内の各地域（ラント）を代表し、政治秩序を共同で担う集団であった。局地の支配権者として、彼らはしばしば国家化の過程を統治者とともに担い、押し進めもした——それどころか、場合によっては彼ら自身で国家を創ることすらあった。もし同意が守られなかった場合は、一体どうなったのだろうか？ 長いあいだ常だったのは、軍事的衝突を大なり小なり経た後に、二元主義的体制を再構築することであった。その争いは、両者による得点争いといったようなもので——屈服した等族に統治者が許しを与え、彼らをあらためて受け入れることもあれば、勝利した等族が統治者から支配協定を引き出すこともあった。しかし、時代が下ると争いの解決方法はより急進的になり、どちらかの権力を完全に鎮圧するようになっていった。等族の力が削がれた場合には絶対主義の確立に至った。他方で、まさにここでとりあげようとする事例であるが、等族が統治者の支配から、たいていは遠方にいる彼らの統治者の支配から解き放たれ、自らがその地域で国家を形成する場合があった。その際、等族がかつての統治者から国家形成の権能を奪い取り、これを他の諸国に認めてもらうまでには、まず間違いなく戦争になった。すなわち、この時代の戦争は、等族の分離とその承認をめぐる戦いでもあったのである。離脱した等族のうちいくつかは国家となり、諸国家体系に入り、他国とともにそれを形成することになる。ここではまず、異なる結末をたどった三つの事例について触れておこう。

ある種の先駆をなしたのは、スイス盟約者団であった。ハプスブルク帝国の普遍的体制から離脱し始めた最初の地域であったスイスでは、身分制的に社会的まとまりを基礎として国家形成が下からなす遂げられた。独自の諸条件が

数多く指摘されているとはいえず、この国の事例はヨーロッパにおける国家形成のひとつのモデルになっている⁹¹。スイスの政治体制は、一六四八年によく国家として完全に承認され、独立を獲得した——しばしば議論の対象になっている、ヴェストファーレン条約中の独立条項は、スイスの独立を正式に定めたものであるが、この条項にのみ独立達成の原因を求めることはできない⁹²。この講和ではじめて対等な国家間の関係がヨーロッパにもたらされたことも、その一因はあったからである。スイスはいつから主権国家なのかという問題はよく取り上げられるけれども、この対等な国家間の関係ができる前の時点では、そもそもこれを論じることにはまったく意味がないのである。一七世紀のスイス史は、中立へ移行する比較的平和な時期である。それゆえ、等族による国家形成が戦争の頻発を招くというテーゼは、ここでは通用しないかに見える。だがそうなったのは、国家形成の戦争がスイスではずっと以前に始まっていた、盟約者団によってすでに建國戦争がなし遂げられていたからである⁹³。一四、一五そして一六世紀には、普遍的な「ハプスブルク」王朝の覇権から離脱が試みられ、諸邦は互いに結びついたり離れたりする中で領域形成を進めなければ、この過程に戦争は不可欠であった。そうした戦争の結果、スイスは二三邦による安定した中規模国家となり、その内部組織を確立させたのである。スイス人がシュヴァーベン戦争と呼び、シュヴァーベン人がスイス戦争と呼ぶ近代初頭の戦争に勝利して、この等族国家は事実上独立を達成した。その後は、神聖ローマ帝国という寛容な庇^{ひさし}の下で、国家間の関係がヨーロッパに普及する時代をじっくり待つことになる⁹⁴。スイスの場合、必要とされる戦争をすでに中世後期にすませていた。早々に確立した国家は、早々に穏和になったのである。

小さな地方等族が寄り集まって独立し、近代的な国家となった第二の事例は、オランダである。後にオランダの国名となる *Generalstaten* [全国議会] という言葉は、本来はまさに全国身分制議会 *Generalstände* のことを指しているものであって、この身分制議会に結集する等族が国際法上の主体になり「統一された低地地方の全国議会 *De*

Staten generaal vande gheunnierrde Nederlanden] となつたのである。この等族国家の主権を基礎づけるため、オランダの理論家の一人は、絶対君主制の理論家トマス・ホッブズの言葉を援用することすら辞さなかつた——主権はたつたひとつの最高権力というわけである。ハプスブルクの普遍帝国が行政機構を整え、行き過ぎた中央集権化政策を推し進めたことに對し、その周縁部に位置する低地地方の等族たちは反乱に訴えた。オランダはこの反乱から成した国家であり、一六世紀にいくつかのごく小さな地方等族が結集して築いた国家であつた——すなわち、個々の諸州による同盟や分離の過程を経て、一五八一年に北部七州からなる連邦国家となつたのである。オラーニエ家が国家の頂点に君臨し、統治形態は半ば君主制であつたとはいへ、国家形成および統治の権能がどこから生じていたかは歴然としてゐる。オラーニエ家が独自に打ち出した政治方針となると、ウイレム三世以前でさえほとんど不明確である。下から形成されたこの実験的国家は、当時最大の普遍帝国で、最強の軍事国家でもあつたスペイン王権から独立を勝ち取るに至るが、いったいそれはどのようにして可能になつたのだろうか？ オランダは、八十年戦争という代価を支払つてはじめて独立できたのである。近代のヨーロッパ軍事史の中できわめて重要な出来事であるオラーニエ軍制改革が、この戦争によつてもたらされたことは偶然ではないし、この戦争が終結した一六四八年に、オランダは独立国家として承認されたのであつた。

第三の事例は、戦闘は少なからずなされたものの幸少なかつた、三十年戦争初頭のペーメン反乱である。オーストリア領内ペーメン諸邦における地方等族たちは、国家に類似の諸機能をもつており、一六一八年のプラハでは、それらをひとまとめにしたにすぎなかつた。租税行政の全体と軍資金調達の権限を手中にしていたのは等族であり、それゆえ彼らはそもそも軍隊君主であつた。教会は、領邦君主に支配されるのがふつうだが、ここでは等族によつて支配されてゐた。そして、プラハで窓外放擲事件が起こると、行政機関全体と統治権すら等族が掌握するに至つた。こう

してベーメンでは、等族国家を恒常的に維持しようとする気運が高まり、ベーメン、メーレン、シュレージエン、オーパーラウジッツ、ニーダーラウジッツの五邦からなるボヘミア連合 *Confederatio Bohemica* が結成され、連邦国家が建てられたのである。⁽¹⁰⁾ 約四百万の人口を擁し、実に斬新な全体国家的国制を備えたボヘミア連合は、ポーランド等族国家と同じように新たな選挙王制のかたちをとった。⁽¹¹⁾ しかもそれは、神と等族の恩寵によって支えられた国家であった。具体例を挙げよう。ある記念硬貨には「神の恵みにより、また秩序の調和によりて *Dante Deo et Orinnum Concordia*」と銘打たれ、各邦を示す五本の手が王冠を掲げる図が描かれている。⁽¹²⁾ 裏面の図柄も同じ意味合いのもので、五邦が柱となって王冠を支えている。⁽¹³⁾ 等族の連合は、長いあいだ軽視され過小評価されてきた研究分野であった。しかし今日では、もつともなことにこの分野に新たな関心が寄せられ始めている。すなわち、「等族による連邦的な」この政治秩序は、諸地域の利害と国家の制度とをうまく調整したものととして注目され、「等族的な国家観の発展形態」のひとつと見なされるようになったのである。⁽¹⁴⁾ だがベーメンの場合には、こうした発展の一部をなす建国戦争が、ヴァイセルベルク〔白山〕の戦いによって早々と失敗してしまった。ベーメン等族による国家形成は、神聖ローマ帝国とヨーロッパにおける他のほぼすべての問題や争いに結びついていた。⁽¹⁵⁾ それゆえ、ベーメンにおける国家形成は挫折したといえ、これによって引き起こされた戦争は、より長期にわたる深刻な戦争となったのである。

近世における戦争の凝集が頂点に達した時には、深刻な紛争が引き起こされた。これまで述べてきたことから明らかのように、その争いは国家間の戦争ではなく、地方等族による下からの国家形成を認めるために必要とされた戦争であった。ある匿名の平和論者は、すでに一六二〇年の時点で「ヨーロッパにおける諸戦争の原因」を考究しており、反逆的なオランダとその「優秀な弟子」ベーメンに答えを見いだしている。⁽¹⁶⁾ 等族の抵抗権を主張する理論家たちは、もちろんこれとは別のところに戦争の責任を求めた。頑強に抵抗して下からの国家形成を遂げた二国（スイスとオラ

ング」が、ヴェストファーレン条約により独立を承認されたので、この国家形成の抱える問題は緩和されることになった。だが、例えばルイ一四世は一六七二年の宣戦布告の中で、「善行」を重ねてきたと主張するオランダ議会の「態度」に対して、あたかも自国の等族を咎めるかのように「不満」をあらわにしているし、ジェノヴァ共和国に対しては、すでに百五十年前に建国されているにもかかわらず、これを反逆者によって創られた国家と見なして、戦争も辞さずと威嚇している。⁽⁹⁹⁾これらの事例を見れば、対等な国家間の諸関係が本当に成立したのはいつなのかを疑問に思わずにはいられない。

c 二元的な帝国体制がもたらす平和の攪乱

これまでの叙述では、主権国家の上下にある秩序が、平等な国家間の秩序を築く妨げとなっていたという図式を示し、もつとも戦争になりやすい局面を取り上げること、実際の歴史上の諸勢力や諸国の一群をその図式の中に位置づけてきたが、もとより現実の諸関係はこの図式で完全に割り切れるものではない。よく目を凝らせば、まさしく諸国家体系の構築段階において、主権国家の上下にある秩序が退いたり入れ替わったり、場合によっては同時に存在すらもしているからである。例えば、かつてのポーランドのような等族的な帝国は実際に両方の秩序を併せ持つており、この点では、普遍を奉ずるその他の諸国も事情はある程度同じである。逆に、「大国」スイス、プファルツの大国政策やカルヴァン派の「国際的連携」を伴ったベーメンの協定、あるいはオランダとスペインとの「帝国をめぐる争い」といった事例が物語るように、⁽¹⁰⁰⁾上昇エネルギーをいわば持ちすぎた等族国家が、普遍主義の領域へと足を踏み入れることもしばしばあった。

しかしながら、普遍主義を起源とする国家形成の道と等族制を起源とする道とが、神聖ローマ帝国ほど持続的に絡

み合っていたところは他にはない。三十年戦争がこの土地で生じたのは偶然ではない。しかもその際、今後の国家形成の権能を持つのは普遍的な皇帝権なのか、それとも自らの領邦を持つ個々の帝国等族なのかという問題はことのほか重大であり、両陣営ともに勝利の直前までいったのであった。¹¹⁷ 領邦君主が快勝してその後のドイツ史は個々の領邦国家の歴史となる、との誤解が、一九世紀以降の歴史学にしぶとく残っているけれども、この地ではヴェストファーレンの講和の最中においても、またその後においても、当時のヨーロッパでは稀有なかたちの妥協が成立していた。すなわち、上位と下位の両方の次元で平行的に国家の形成が行われ、両者が互いに補いあい、互いに結びつくという独特のかたちを示したのである。領域的にはドイツに限定されていたとはいえ、帝国という普遍的次元では、諸領邦にまたがる帝国の諸機関——とりわけ帝国の首長、帝国議会、帝国の裁判所や帝国クライス——が制度的な完成を見ていたし、帝国と同様に認められていた、個々の帝国等族の持つ領邦の次元では、領域の行政が基礎づけられた。ドイツ史の中でもっとも安定した体制のひとつといってもよいこの分業的な政治体制は、およそ百年間きわめてよく機能し、百五十年にわたって存続し、連邦国家となっている現在のドイツにまで影響を及ぼしている。そして、この政治体制の構造を規定する作業は今も続いており、ヨーロッパ諸国の国家形成の問題を背景にして抜本的に新たな評価が与えられてきているのだが、ここではその点について取り上げることができない。¹¹⁸ 平和という問題から見ると、普遍主義の残滓を伴った不十分なながらも一元的な国家形成、もしくは辺境の等族諸国家が独立承認の要求をする国家形成に比べて、帝国という二元的なそれはさして攻撃的ではなかった。帝国の打ち出す政策の穏和さや専守防衛的な性格は同時代人にも知られたところであり、こうした性格は、国家権力の定着した一八世紀後半や一九世紀において物笑いの種にしかならなかったものの、今日では再評価に値するものとみなされている。¹¹⁹ というのも、固有の権利を持った二つの次元——帝国戦争は両者が協力しなければ不可能であった——へと国家の機能を分割することが、い

ち早く今日の政治的理想を、すなわち簡単に他者を攻撃しない構造を持つ政治体制という理想をほぼ満たしていたからである。

だが、この平安な神聖ローマ帝国は平和の孤島となつたわけではない。戦争への動きを見せる周囲の列強やその他の紛争および戦争原因と、帝国は無縁ではなかつたからである。例えば第二次三十年戦争では、ルイ一四世の新たな普遍主義に対して帝国は力を振り絞つて自衛せねばならず、帝国クライスを軍事的に連携させ、戦時体制と帝国軍とを整備して戦闘能力を高めねばならなかつた。形式的なものであつたとはいえ、幾度かの帝国戦争はこうした帝国の動きの証左である。¹⁴ また、皇帝はハプスブルク家の企てる最後の普遍主義紛争に帝国を引き込み、折を見て離反を図る有力な帝国等族はヨーロッパの権力闘争の中に巻き込まれていった。最後に、西ヨーロッパの宮廷という輝かしき模範が主要な帝国諸侯のもとに入り込んだ結果、彼らは領邦君主としての意識を高める一方で、帝国との結びつきを弱めていった。一八世紀のうちに生じたこの変化——帝国の実状にきわめて適合していた、ヴェストファーレン条約の同盟権によつてでは決してない¹⁵——が、帝国という政治体制の崩壊を導いた。帝国等族による新たな国家化の動きを制御できなかつたのは、体制そのものではなく、体制が崩壊したことに原因があつたのである。というのも、個々の帝国等族はみずからをヨーロッパの列強と任じて現れ始めており、彼らがこの動きを貫こうとすることにより、出来てまもない諸国家体系はさらに不安定になつたからである。ザクセン選帝侯国、バイエルン選帝侯国、そしてその他の帝国諸侯によつてもこうした試みは若干なされたが、わけてもブランデンブルク選帝侯国は、帝国の外にあるプロイセンの王位を基礎にして、本格的に諸国家体系へ参入するための戦いをしかけたのであつた。そしてこの帝国等族は、一八世紀の半ばに帝国とヨーロッパに対してなおも三度の戦争をもたらしただけだが、中でも世紀の一大事件ともいえる七年戦争では、この戦争だけですでに五〇万人もの人命が奪われている。なぜこのような事態に至つた

のかといえ、既存の列強が当初、帝国等族を母体とする攻撃的な国家形成を対等と認めなかったからであり、カウニッツの覚書にもあるように、このような国家形成を「ご破算に」しようとする目論んでいたからである¹⁶⁾。要するに、諸国家体系の持つ平等の原理そのものは、一八世紀の講和外交の中でいかになく平和を促したのだが、普遍主義の残滓によって、そして神聖ローマ帝国の下部に属していた後発国が戦争をしかけ、自己を防衛しようとすることによって、諸国家体系はその後も平和の攪乱要因を宿し続けねばならなかったのである。

【本文註】

- (1) 例え、Gregor Schöllgen, *Angst vor der Macht. Die Deutschen und ihre Außenpolitik*, Berlin u. a. 1993. は、鋭い指摘をしているので参照されたい。一九九二年のハノーファーの歴史家会議では「日常史のあとに来るのは何か？」と題したパネルディスカッションが行われ、そこではすでにユルゲン・コッカが、時事問題を意識した政治史の重要性を周到に論じていた。一九九四年のライプツィヒの歴史家会議では、問題設定を新たにし、かつ拡充された軍事史の研究部会がはじめて設けられた。この研究部会から、シュテイク・フェルスターの主導する軍事史研究会 Arbeitskreis Militärgeschichte が発足している。一九九六年のミュンヘンの歴史家会議では、多くの研究部会が戦争の歴史に関する諸問題を扱った。

- (2) 政治学の側からも同ことが指摘されてくる。Herfried Münkler, *Gewalt und Ordnung. Das Bild des Krieges im politischen Denken*, Frankfurt a. M. 1992, 10.

- (3) このような考え方をすべしと打ち出した研究としては、例え、Heinz Duchardt, *England — Hannover und der europäische Frieden 1714-1748*, in: Adolf M. Birke/Kurt Kluxen (Hrsg.), *England und Hannover*, München/London/New York/Oxford/Paris 1986, 127-144, hier 127. など。

- (4) ショーリー・ヌー編集の五巻本 *Fontana History of European War and Society* の序文が、第一巻 John Rigby Hale, *War and Society in Renaissance Europe 1450-1620*, Leicester 1988, 8 頁の編者の序文を見よ。
- (5) その後の折々同一集の研究が発表されたが、それらの中で特に基本文献とされるのは Fritz Dickmann, *Der Westfälische Frieden*, zuerst Münster 1959, 5. Aufl. ebd. 1985. Konrad Repgen, *Die römische Kurie und der Westfälische Frieden*, Bd. 1,1 und 1,2. Ppist, Kaiser und Reich 1521-1644, Tübingen 1962 u. 1965. Heinrich Lutz, *Christianitas afflicta. Europa, das Reich und die päpstliche Politik im Niedergang der Hegemonien Kaiser Karls V.*, Göttingen 1964. 頁 49。
- (6) Johannes Kunisch, *Staatsverfassung und Mächtepolitik. Zur Genese von Staatenkonflikten im Zeitalter des Absolutismus*, Berlin 1979. Heinz Duchardt (Hrsg.), *Zwischenstaatliche Friedenswahrung in Mittelalter und Früher Neuzeit (Münstersche Historische Forschungen, 1)*, Köln/Wien 1991.
- (7) Konrad Repgen, *Seit wann gibt es den Begriff „Dreißigjähriger Krieg“?*, in: Heinz Dollinger (Hrsg.), *Weltpolitik, Europagedanke, Regionalismus. Festschrift Heinz Gollwitzer zum 65. Geburtstag*, Münster 1982, 59-70. 必録の頁 70。この論文が転載されたのは Konrad Repgen, *Noch einmal zum Begriff „Dreißigjähriger Krieg“*, in: *ZHF* 9 (1982), 347-357. 頁 49。Konrad Repgen (Hrsg.), *Krieg und Politik 1618-1648*, München 1988, Anhang I. 23 頁。同巻の他の冊子が載せられてる。
- (8) Henry Kamen, *The Iron Century*, London 1971, XII 2 頁。この文章が転載されたのは、終末論的な観念を伴った訳文として、この文章が転載された。Henry Méchoulan, *Das Geld und die Freiheit. Amsterdam im 17. Jahrhundert*, Stuttgart 1992, 12: Jean Nicolas de Parival, *Abregé de l'histoire de ce siècle de fer*, Brüssel 1663. 頁 49。
- (9) この文章は、筆者が提案したところの、Johannes Burkhart, *Frühe Neuzeit 16-18. Jahrhundert (Grundkurs Geschichte, 3)*, Königstein i. Ts. 1985, 158f. 頁 61。この著作は改訂版を現在準備中である。

- (10) Quincy Wright, *A Study of War*, Chicago 1942, 2. Aufl. 1965. この文献は「表」とりわけ表 22 とそれに続く 218-249 頁を参照のこと。
- (11) Pitrim A. Sorokin, *Indices of the Movement of War presented to the American Association for Advancement of Science*, 1933. Wright (註 10) の文献は 22 頁と 49 頁。
- (12) Johannes Burkhardt, *Dreibürgerkrieg*, Frankfurt a. M. 1992, 10-20. この研究書で提起した「近世における戦争の凝集」概念は、ペーター・モラフによる「初期国家の凝集」概念と類似しているが、両者のあいだに相互関係があると考えなくてはならぬ。Peter Moraw, *Von offener Verfassung zu gestalter Verdichtung: Das Reich im späten Mittelalter 1250-1490 (Probylzen Geschichte Deutschlands, 3)*, Berlin 1985, 17, 21, 25f.
- (13) Konrad Repgen, *Kriegslegitimation in Alteuropa. Entwurf einer historischen Typologie*, in: *HZ 241* (1985), 27-49. を参照のこと。レープゲンは、約二百におよぶ宣戦布告書の中に何度も現れる戦争の理由付けを探し出し、それをアルファベット順に一二の類型にした。すなわち「普遍的一元支配の防衛」反乱の鎮圧、継承、勢力均衡、貿易上の利害、十字軍ないしはトルコ戦争、迫り来る危機への予防的防衛、信仰上の正義、軍事的襲撃に対する自国民の保護、身分制の自由の防衛、条約上の義務、失われた正義の回復である。体系的に、そして発展史的に應用すれば、これらの類型の多くは、本稿の後段で提起するモデルにかなり合致したものとなる。このモデルは、レープゲンがまだ入手していない布告書を検討することによって、さらに実証的に吟味されることだろう。
- (14) 特に参照すべきは Johannes Kunisch, *Der Nordische Krieg von 1555-1660 als Parabel frühneuzeitlicher Staatenkonflikte*, in: Heinz Duchardt (Hrsg.), *Rahmenbedingungen und Handlungsspielräume europäischer Außenpolitik im Zeitalter Ludwigs XIV.* (ZfH, Beiheft 11), Berlin 1991, 9-42. jetzt auch in: ders. (Hrsg.), *Fürst - Gesellschaft - Krieg. Studien zur belizistischen Disposition des absoluten Fürstenstaates*, Köln 1992, 43-82. である。互いに補完しあう諸論文と新たな書き下ろしを加えたこの論文集で、クニーニッシュは継承、宗派、経済といったファクターを説明枠に用いて分析し、近世の戦争理論の解明に貢献している。本稿でこれから示される論点の多くも、

このノーニシシユの戦争理論研究に負うたものと、それとの対話との中で生まれたものでもある。

- (15) 歴史学だまじつ「国家」というカテゴリーが持つ意味はどうか、現時点では Wolfgang Weber, Voraussetzungen und Erscheinungsformen des Staates in der deutschen Historiographie des 19. und 20. Jahrhunderts, in: Wim Blockmans/Jean-Philippe Genet (Hrsg.), *Visions sur le développement des états européens. Théories et historiographies de l'état moderne. Actes du colloque organisé par la Fondation européenne de la science et l'École française de Rome* (Collection de l'École française de Rome, 171), Rom 1993, 169-202. を参照する。興味ある観を得られる。

- (16) 要約的な叙述は、Johannes Burkhart, Frühe Neuzeit, in: *Fischer-Lexikon Geschichte*, hrsg. v. Richard van Dülmen, Frankfurt a. M. 1990, 364-438, hier 370-379. を参照する。同様に Günther Lottes, *Staat, Herrschaft*, 300-326, bes. 316f. を参照する。

- (17) 主権と国家理性に関する既知の政治理念史とならなく、現在では新たな方法に基づいた基礎的研究 Wolfgang Weber, *Prudentia gubernatoria. Studien zur Herrschaftslehre in der deutschen politischen Wissenschaft des 17. Jahrhunderts* (*Studia Augustana*, 4), Tübingen 1992. を参照する。この点論については Barbara Stollberg-Riinger, *Der Staat als Maschine. Zur politischen Metaphorik des absoluten Fürstenstaates* (*Historische Forschungen*, 30), Berlin 1986. を参照する。

- (18) Wolfgang Reinhard, Das Wachstum der Staatsgewalt. Historische Reflexionen, in: *Der Staat* 31 (1992), 59-75. ラインホルトはこれらの相互の連関を巧みに描き出さる。ただし「国家(権力)の増大を説明するのか、あるいは本稿のように戦争の増大を説明するのかによって、強調する場所には違いが多々生じてくるだろう。また「帝国を再評価しつつ、家長制と官房学とを考察の起点にするとどう特殊な研究としては、現在 Paul Münch, *The Growth of the Modern State*, in: Sheilaigh Ogilvie (Hrsg.), *Germany. A New Social and Economic History*, Bd.2: 1630-1800, London/New York/Sydney/Auckland 1996, 196-232. を参照。この点論が纏いつく内容の背景をなすのは

註16の文献なのだが、ここでは参照された。

- (19) この言葉は Charles Tilly, *The Formation of Nation States in Western Europe*, Princeton 1975, 42. を引用した。また修正を施されているが、この文言はブルジョア論争の中でも取り上げられている。上記註8を参照のこと。
- (20) Ekkehard Krippendorf, *Staat und Krieg. Die historische Logik politischer Unvernunft*, Frankfurt a. M. 1985. Herfried Münkler, *Staat, Krieg und Frieden. Die verwechselte Wechselbeziehung. Eine Auseinandersetzung mit E. Krippendorf*, in: *Kriegsursachen*, hrsg. v. der Hessischen Stiftung Friedens- und Konfliktforschung, Redaktion R. Steinweg, Frankfurt a. M. 1987, 135-144; ebd. die Replik Krippendorfs, 145-150. Johannes Kunisch, *La guerre - c'est moi! Zum Problem der Staatenkonflikte im Zeitalter des Absolutismus*, in: *ZfH 14* (1987), 407-438, jetzt auch in: ders. (Hrsg.), *Fürst - Gesellschaft - Krieg* (註14), 1-42. 論争については Burkhardt, *Dreibißigjähriger Krieg* (註21) を参照のこと。
- (21) クリッペンダルフは第一の選択肢に近い立場をとっていることは確かである。近年いくつかの戦争が生じたことによる第二の選択肢への批判は、ハーバース批判の中にもある。Wolf-Dieter Narr, *Der Welt-King-Kong kann die Geißeldes Krieges nicht besiegen*, in: *Frankfurter Rundschau*, Nr.220 vom 21. September 1992, 8.
- (22) Burkhardt, *Dreibißigjähriger Krieg* (註22)° Peter Waldmann, *Gesellschaften im Bürgerkrieg. Zur Eigendynamik entfesselter Gewalt*, in: *Zeitschrift für Politik 42* (1995), 344-368. は、本書で示したこのような視点を好意的に受け止めてくれた。ヴァルトマンの社会科学理論では、繰り返し現れる「国家外権力の独自のダイナミズム」というテーゼを立証する個別事例として三十年戦争がとらえられているが、歴史学の理論では「国家形成の戦争」という概念を実際の歴史的過程の中で規定する。歴史を展望して、ヨーロッパ諸国が国家形成を始める以前の戦争を「内戦 [Bürgerkriegen]」と呼んで片づけてしまう向きもあるが、これでは粗雑である。むしろ「近代国家が構築される以前の紛争は、後段で述べるような別種の政治的秩序観念から正当化されていたのである。」
- (23) Johannes Burkhardt, *Der Dreißigjähriger Krieg als frühmoderner Staatsbildungskrieg*, in: *GWU 8* (1994),

487-499. を参照のこと。これをめぐり手短かにまとめたのが「Johannes Burkhart, Der Dreißigjährige Krieg, in: Hans-Ulrich Wehler, *Scheidewege der deutschen Geschichte. Von der Reformation bis zur Wende 1517-1989*, München 1995, 52-64. を参照。

(24) Heinz Duchardt, *Gleichgewicht der Kräfte, Convencance, Europäisches Konzert. Friedenskongresse und Friedensschlüsse vom Zeitalter Ludwigs XIV. bis zum Wiener Kongreb*, Darmstadt 1976; ders., *Studien zur Friedensvermittlung in der Frühen Neuzeit*, Wiesbaden 1979; Karl Heinz Lingens, *Kongresse im Spektrum der friedenswahrenden Instrumente des Völkerrechts*, in: Duchardt, *Rahmenbedingungen* (註1), 205-257. の論文集にあるその他の諸論をも参照されたい。

(25) 以下の論述は、三十年戦争について私が試みた新しい解釈 Burkhart, *Dreißigjähriger Krieg* (註12) の中で示したテーゼと論理構成に基づいている。本稿では、専門文献と若干の史料を渉猟してこれらのテーゼを吟味し、近世における戦争の凝集概念を一般化できるかどうかをあらためて考察されるときにも、用語と理論をそれに応じてさらに発展させている(特に第二章と第三章)。私が考察の対象にするフアクターやヨーロッパの国々は多岐にわたっている。それゆえ、政治、王朝、宗派、経済といった諸分野の歴史や理念史、近世史料の編纂に関する文献を調査したり、新刊に目を通すとはほとんどつねに、考慮に加えるべき新たな事例や視点を発見している有様である。重要な研究のうち、渉猟できたのは現時点でも無論ごくわずかであるし、とりわけ地域に関しては、考察に値する地域のほんの一部しか研究が進んでいない。しかし、どの地域の研究書をひもといてみても、またどんな新しい研究情報に接してみてもそのようなのだが、私の立論部分にはもはや修正がいらす、逆にこれらの情報を私の理論へ組み込むことが可能で、たいいていの場合その正しさがますます確かになってきているようである。私はこれを、理論が受け入れられ成熟を遂げたあかしであろうと受け止めている。ピレフェルト、エアランゲン、ポツム、パリ(DHI)、レーゲンスブルク、ベルリン(FU)、バーゼル、チュービンゲン、アーヘン、ギーセン(近世史協議会)、ハンブルク(連邦防衛大学)、ロンドン(DHI)、ボン(歴史クラブ)での同僚および研究者諸氏からは、公表前の本稿のさまざまな部分に対して講演などのかたちで議論の機会を与えてく

だざるとともに、数多くの知的な刺激と示唆をもいただいた。この場をかりて謝意を表したい。とりわけ、アウクスブルクの方々には強く感謝申し上げる。少なくとも第 1 章の部分を講義ができるだけの内容に高め、そこで展開した分析概念を単独で用いることができるようになったのは、アウクスブルクの学生とアシスタント諸氏のおかげである。

- (26) 論文集 Peter Moraw (Hrsg.), „Bindungssysteme“ und „Außenpolitik“ im späteren Mittelalter (ZHF Beiheft 5), Berlin 1988. は「中世に国家間の関係を想定するのが誤りである」ことを明らかにしている。特に、ヘルムート・G・ヴァルターの同書序文 9-12. を参照のこと。この観点をさらに発展させ、「制度化以前の時代」における対外関係が持つ固有の性質を問う研究には、Sabine Wefers, Versuch über die ‚Außenpolitik‘ des spätmittelalterlichen Reiches, in: ZHF 22 (1995), 291-316. をあ。諸国家体系形成の画期については、Ronke Leopold von Ranke, Geschichte der romanischen und germanischen Völker von 1494-1514 (1824), in: SW 33, Leipzig 1874. 以来、諸国家体系の先駆となったイタリアへのヨーロッパ諸侯の介入時点をそれとみなすのが伝統になっている。画期は後年へと下げられる傾向にある。この点について非常に説得力のある説明をしているのが、Josef Engel, Von der spätmittelalterlichen respublica christiana zum Mächte-Europa der Neuzeit, in: ders. (Hrsg.), Die Entstehung des neuzeitlichen Europa (Handbuch der europäischen Geschichte, 3), Stuttgart 1971, 1-443. v Heinz Schilling, Formung und Gestalt des internationalen Systems in der werdenden Neuzeit — Phasen und bewegende Kräfte, in: Peter Krüger (Hrsg.), Kontinuität und Wandel in der Staatenordnung der Neuzeit. Beiträge zur Geschichte des internationalen Systems, Marburg 1991, 19-46. をあ。シリンはさらに一六四八・五九年、一七二二年、一七六三年にも時期区分を設けており、一五五四年から一六三〇年までの期間を、カルヴマン派とカトリックの両宗派がそれぞれに国際的連携を作り上げた時期だと考えている。普遍主義の解体という視点からは、一七一四年ないし一七五五年といった区分も提起されている。当時の政治学の文献で（外交の覚書でもよく見られるのだが）長いあいだ論じられてきたのは、せいぜい二国間の同盟関係であって多国間のそれではなかった。この事実も、時期区分の年代を後年に下げる動きに連なっている。Weber, Prudentia gubernatoria (註 17), 306-313. を参照のこと。

(27) 主権を持つ諸国が相互に対等な地位で向かい合うという観念は、階層状に重なる法共同体を想定するかつてのそれにとつて代わった。このような事態は「古い思考様式 older style of thinking」にとつてまことに脅威となったであろう。この「古い思考様式」をきわめて適切に把握し、外交史的に位置づけようとするのが、Garrett Mattingly, *Renaissance Diplomacy*, London 1955, 17-26. による。

(28) かつての研究が近世諸国家の多元論でまともだったのに対して、最近の研究では、ヨーロッパにおける普遍主義の持続的な影響力を考察するようになった。Christoph Kampmann, *Universalismus und Staatenwelt. Zur europäischen Identität in der Frühen Neuzeit*, in: Jörg A. Schlumberger/Peter Segl (Hrsg.), *Europa — aber was ist es? Aspekte seiner Identität in interdisziplinärer Sicht*, Köln/Weimar/Wien 1994, 45-76. ホズマンによる近世国際法研究(註31)や三十年戦争について私が試みた新しい解釈(註12)を受容し、さらに発展させながら、カンフマンは一六、一七世紀における普遍主義の重要性を、戦争の問題とは別個に印象深く示している。なお、後段の Reese, *Hegemonie versus Weltreich* (註32) も参照のしよう。

(29) 帝国の称号については、旧来の文献によらず A. Müller, *Heiliges Römisches Reich Deutscher Nation: Anspruch und Bedeutung des Reichstitels in der Frühen Neuzeit*, Regensburg 1990. を参照のしよう。

(30) 基本文献は Horst Dreitzel, *Monarchiebegriffe in der Fürstengesellschaft. Semantik und Theorie der Einheerrschaft in Deutschland von der Reformation bis zum Vormärz*, 2. Bde., Köln 1991. などの、これを参照のしよう。ライツェルによれば、一六世紀においてはまだ、モナルキア概念は統治形態の意味ではなく「対外政策」ないしは「覇権」を示す「世界支配」という意味で用いられることが多かった(同書60頁)。もとより「世界支配」という意味は、歴史的現実に対応した語源的な意味として把握されるべきであり、他の六つの意味と比べて特別視されるべきではないとされる。

(31) Franz Bospach, *Monarchia Universalis. Ein politischer Leitbegriff der frühen Neuzeit*, Göttingen 1988.

(32) Lutz, *Christianians officia* (註35) を参照のしよう。

(33) Johannes Burkhart, *Abschied vom Religionkrieg. Der Siebenjährige Krieg und die päpstliche Diplomatie*,

Tübingen 1985. 223. Abschied vom Padre Comune, 369-374. なほのび' をふふを参照のこゝ。

(34) 「國王は己の國びを尊厳せしめ Rex imperator in regno suo」は「帝國の存在を当然と思はず根柢なる王國としての特殊事例を説明したものである。「國王は自分より上位の者を認めざる Rex superiorum non recognoscens」は「それ自体を普遍主義的に読むことが出来る。両者はともに「領域国家が形成されるまじかけを与えた文言であるが、たとえ実態として王國が帝國と同じような「覇権的」姿を帯びていたとしても、これらの言葉は諸國の並存を即座に示す表現ではない。この二つの問題を異にしてゐるが、示唆も多し議論は同じである」は Dieter Wyduckel, *Recht, Staat und Frieden im Jus Publicum Europaerum*, in: Duchhardt, *Friedenswahrung* (註 9), 185-204. 2) Dieter Berg, *Imperium und Regna. Beiträge zur Entwicklung der deutsch-englischen Beziehungen im Rahmen der auswärtigen Politik der römischen Kaiser und deutschen Könige im 12. und 13. Jahrhundert*, in: Moraw, „*Bindungssysteme*“ (註 26), 13-37.

(35) アルファベット順に母音をならへる AEIOU は「皇帝フリードリヒ三世の象徴として、日誌から記念建造物までの至るところに現れるが、今日の研究では一種の語呂合わせだったと考えられている。言葉の遊びなのだから、別の——おそろくフリードリヒ自身にとっても本来政治とは関係のない——言葉が組み合わされたし、実際そうだったはずである。基本文献は、一九四一年以来をまねまなかたぢひ公表されてゐる Alphons Lhotsky, AEIOV. Die „Devise“ Kaiser Friedrichs III. und sein Notizbuch, in: ders., *Aufsätze und Vorträge, Bd. 2: Das Haus Habsburg*, München 1971, 164-172. 2) Roderich Schmidt, *aeioy. Das Vokalspiel Friedrichs III. von Österreich. Ursprung und Sinn einer Herrscherdevise*, in: *AKG 55* (1973), 391-431. なお、参照された。とちがへ、一五世紀後半には「*aeioy*」のラテン語版とならんでドイツ語版(「この世のすべての國はオーストリアに服属する Alles Erdreich ist Oestreich untertan」)も皇帝の覚書に現れていて、それが皇帝とその継承者たちの自負心を陰に陽に表現したもののひそかにするのな(ハ)の域にいつかは、第三章の)とをハ)に載せられたと云ふ Jan-Dirk Müller, Hammerstein, Mertens, Moeglin 語

氏の研究を参照のこと)「あくまでも政治を主とした組み合わせにしようとする意図が、皇帝の取り巻には確実に、そして必ずしも専断自身にもあった」とする(Karl Piec, *Noch einmal A. E. I. O. U.*, in: *Festschrift für Hans Lentze zum 60. Geburtstag*, Innsbruck/München 1969, 497-504. を参照のこと)。「十七世紀以降はなると」ペーター・フォン・ラムゼックによつて説かれた解釈が特に重んじられるようになり、それは長期的な政治目標の設定にとつて重要な意味を持った。

- (36) ガリツィーナの言葉は Karl Brandt, *Kaiser Karl V. Werden und Schicksal einer Persönlichkeit und eines Weltreiches*, 2 Bde., München 1937-1941, Bd.2, 104, 106. に載つた。Burkhardt, *Frühe Neuzeit* (註①), Kap. 2, Q. 2. にち、彼の基本的な考え方を伝へる史料が豊富に収録されてゐる。

- (37) Hans-Joachim König, *Monarchia Mundi und Res Publica Christiana. Die Bedeutung des mittelalterlichen Imperium Romanum für die politische Ideemwelt Kaiser Karls V. und seiner Zeit*, Hamburg 1969. を参照のこと。一七世紀はなるとは新世界の意図が持つべきものではないと Peer Schmidt, *Das spanische Weltreich in der Propaganda des Dreißigjährigen Krieges*, Habilmassch. Eichstätt 1995. を考察してゐる。カール五世の宗教政策についての研究では、彼の政策のねらいが実はプロテスタントイニシズムとの戦ひではなく、普遍的・一体性の妨げとなつてゐる教会分裂を取り除くことだつたとの見解が示されてきた。これは現在でも適切な見解である。Horst Rabe, Karl V. und die deutschen Protestanten. Wege, Ziele und Grenzen der kaiserlichen Religionspolitik, in: ders., *Karl V., Politik und politisches System. Berichte und Studien aus der Arbeit an der Politischen Korrespondenz des Kaisers*, Konstanz 1996, 317-345, 344ff.

- (38) 論争は Peter Rassow, *Die Kaiser-Idee Karls V.*, Berlin 1932. へ Brandt (註⑥) を参照のこと。そして Heinrich Lutz, *Reformation und Gegenreformation (OGG, 10)*, München 1979, 142-145. へ Alfred Kohler, *Das Reich im Kampf um die Hegemonie in Europa 1521-1648 (EdG, 6)*, München 1990, 57-61. を参照のこと。研究動向を参照のこと。

- (63) Grete Mecenseffy, Habsburger im 17. Jahrhundert. Die Beziehungen der Höfe von Wien und Madrid während des Dreißigjährigen Krieges, in: *ÖG 121* (1995), 1-91. を参照の事。スペインの側からネーデルラントの問題政策をかなり批判的に論じたものとして、Eberhard Straub, *Pax et Imperium. Spaniens Kampf um seine Friedensordnung in Europa zwischen 1617 und 1635*, Paderborn 1980. を参照。Geoffrey Parker, *Der Dreißigjährige Krieg*, Frankfurt a. M. 1987, 60-72 und 178-186. を引用された論文もある。Hildegard Ernst, *Madrid und Wien 1632-1637. Politik und Finanzen in den Beziehungen zwischen Philip IV. und Ferdinand II.*, Münster 1991. を参照。面々が「面々」が一体となって家門政治を展開した」という仮説を根本から見直すべきになり踏み込んでおられる。この著作を国際的な研究動向の位置づけようとするのはフロストの書評 Robert I. Frost, in: *War in History 1* (1994), 102-105. を参照の事。面々が「面々」の問題は帝国の圧力による全く解消されたのだが、摩擦は不可避だったにもかかわらずこの時代に三十年以上もわたって軍事同盟が続いたことの方が「むしろ逆に、異常で驚くべきこと」である。
- (64) Franz-Adrian Dreier, Die Weltallschale Kaiser Rudolfs II., in: Karl-Heinz Kohl, *Mythen der Neuzeit. Zur Entdeckungsgeschichte Lateinamerikas*, Berlin o. J., 111-120. を参照の事。
- (65) Fritz Polleroß, 'Sol Austriacus' und 'Roi Soleil'. Amerika in der Auseinandersetzung der europäischen Mächte, in: ders. u. a. (Hrsg.), *Federschmuck und Kaiserkrone. Das barocke Amerikabild in den habsburgischen Ländern*, Wien 1922, 54-84.
- (66) Dietrich Briesemeister, Der publizistische Rangstreit zwischen Spanien und Frankreich in der frühen Neuzeit, in: Jörn Albrecht (Hrsg.), *Translation und interkulturelle Kommunikation: 40 Jahre Fachbereich Angewandte Sprachwissenschaften der Johannes Gutenberg-Universität Mainz*, Frankfurt a. M. u. a. 1987, 315-338, genaue Sprachwissenschaften der Johannes Gutenberg-Universität Mainz, Frankfurt a. M. u. a. 1987, 315-338, 325. を参照。Gregorio López Madera, *Excelencias de la Monarquía de España*, Madrid 1624-1625. を参照の事。
- (67) Franz Matsche, *Die Kunst im Dienst der Staatsidee Kaiser Karls VI.*, 2 Bde., Berlin 1981. Johannes Burk-

- hardt/Jutta Schumann, Reichskriege in der frühneuzeitlichen Bildpublizistik, in: Rainer A. Müller (Hrsg.), *Bilder des Reiches (Tagungsband der Reihe Inscr Studien)* 皇朝中世史 16。ホーンブルクにも皇帝宰相官房の御覽部には、フレイシヤー・フォン・エブランの計画だったが、一七二三年から一七三〇年にかけての時期は、モーハン・ルーカス・ポルデブランツが普遍的支配を象徴する図像を描いた。もしあたり、これらについてのマツチエによる詳述も参照された。
- (44) Agnes Becherer, *Das Bild Heinrichs IV. (Henri Quatre) in der französischen Versepie (1593-1613)*, Tübingen 1996, 418f.
- (45) リンホルターの言葉の引用は、Wilhelm Mommsen 編集の Richelieu, *Politisches Testament und kleinere Schriften*, Berlin 1926. 所収の「例」は、一六三三年の歴史書 272ff. に拠った。Hermann Weber, Vom verdeckten zum offenen Krieg. Richelieus Kriegsgründe und Kriegsziele 1634/35, in: Reppen, *Krieg und Politik* (註一), 203-217, 318. John H. Elliott, Foreign Policy and Domestic Crisis. Spanien 1598-1659, in: Reppen, *Krieg und Politik* (註一), 185-202, 198.
- (46) Jörg Wollenberg, *Richelieu. Staatsräson und Kircheninteresse*, Bielefeld 1977, 9.
- (47) 以下は参照すべきは、本国の絶対的優越、威信、優位の保持、戦争の計算とよった軸で外交問題をとらえる彼の賞書 *Ludwig XIV., Mémoires*, hrsg. v. Jean Longnon, Paris 1978. 以下。
- (48) Winfried Dotzauer, Der publizistische Kampf zwischen Frankreich und Deutschland in der Zeit Ludwigs XIV. Der Publizist Antonie Aubéry und seine Gegner (1667-1669). „Des iustes pretentions du Roi sur l'Empire“, in: *ZGO 122* (1974), 99-123. 参照は、Bosbach, *Monarchia Universalis* (註二) 以下。また、*Die öffentliche Meinung in Deutschland im Zeitalter Ludwigs XIV. 1650-1700*, Stuttgart 1888. 以下は、Alfred F. Pribram, *Franz Paul Freiherr von Lisola: 1613-1674, und die Politik seiner Zeit*, Leipzig 1894. 以下は、Markus Baumanns, *Das publizistische*

Werke des kaiserlichen Diplomaten Franz Paul Freiherr von Lisola (1613-1674) : Ein Beitrag zum Verhältnis von Absolutistischen Staat, Öffentlichkeit und Machtpolitik in der frühen Neuzeit (Historische Forschungen, 53), Berlin 1994. ※参照のページ。

(49) Longnon, *Ludwig XIV.* (註47), 46f. の文章を参照のこと。「君主は約束を守り条約を遵守せねばならない」という原則は、この箇所でもことのほか強調されており、引用した文言はやはり例外的な事態を表現したものであることが分かる。構造的対立を示すかのようには、皇帝の優位を認める言い回しがすべて斥けられ、スペインに対しても「西王家」という表現が不愉快なものとして斥けられている(回書103f.)。

(50) スウェーデンの戦争目標を新たに解釈したものとついでに Burkhardt, *Dreißigjähriger Krieg* (註21) を参照のこと。軍事介入したグスタフ・アドルフの動機については長いあいだ議論がなされたが、それを包括的に展開している文献は、現時点では Sverker Oredsson, *Geschichtsschreibung und Kult. Gustav Adolf, Schweden und der Dreißigjährige Krieg*. In der Übersetzung von Kraus R. Böhme (*Historische Forschungen, 52*), Berlin 1994 (スウェーデン語の原著は一九九二年)である。オランダンの独自の見解では、次のような結論に至っている。「したがって、軍事介入は明らかにスウェーデンによる攻撃戦争であって、攻撃を導くに足るだけのイデオロギーを振りどころとした戦争であった」。

(51) Klaus Zernack, *Das Zeitalter der Nordischen Kriege von 1558 bis 1809 als frühneuzeitliche Geschichtsepoche*, in: *ZHF 1* (1974), 55-79. Ders., *Schweden als europäische Großmacht der Frühen Neuzeit*, in: *HZ 232* (1981), 227-257. ※参照のページ。

(52) Michael Roberts, *The Early Vasas. A History of Sweden 1523-1611*, Cambridge 1986, 201, 469. ※参照のページ。基本文献は Sverker Arnoldsson, *Krigspropagandan i Sverige före trettonåriga kriget*, Göteborg 1941. なお、Kurt Johannesson, *Götsk renässans. Johannes och Olaus Magnus som politiker och historiker*, Stockholm 1982. 及び Oredsson, *Geschichtsschreibung und Kult* (註50) 及びスウェーデンの介入とその動機づけを説明するに際して、「ローマ崇拜の重要性を示唆しているのだが、その背景をなすヨーロッパの普遍帝国観念についての言及がなされ

らるる。

- (52) この演説の英訳版は Michael Roberts (Hrsg.), *Sweden as a Great Power*, London 1968, 15. 以下略する。
* Kurt Johannesson, Gustav II Adolf som retoriker, in *Gustav II Adolf - 350 år efter Lützen*, Stockholm 1982, 11-30. この論文集は、その他の諸論文を参照のこと。
- (53) Hans Soop, *Krigsskiff Wasa. Sjöstriden*, Stockholm 1979. この本の図表は、一瞥したるべし。
* Felix Berner, *Gustav Adolf*, Stuttgart 1982, 8-20. 以下註文へ転るべし。
- (54) Heinz Duchhardt, *Protestantisches Kaisertum und Altes Reich. Die Diskussion über die Konfession des Kaisers in Politik, Publizistik und Staatsrecht (Veröffentlichungen des Instituts für europäische Geschichte, 87)*, Wiesbaden 1977, 72, 151f. und 154-157. を参照のこと。政治的重鎮は、この一頁に値するべき事例は、Silvia Serena Tschopp, *Heilsgeschichtliche Deutungsmuster in der Publizistik des Dreißigjährigen Krieges. Pro- und antischwedische Propaganda in Deutschland 1628 bis 1635 (Mikrokosmos, 29)*, Frankfurt a. M. u. a. 1991, 31ff., 119f., 129, 230ff., 242ff. 以下略する。この Oredsson, *Geschichtsschreibung und Kult* (註5), 26-60. へ Kampmann, *Universalismus und Staatenvieltalt* (註8), 59-71. を参照のこと。
- (55) この点に参照すべきは、Herbert Langer, *Der Heilbrunner Bund (1633-1635)*, in: Volker Press (Hrsg.), *Alternativen zur Reichsverfassung in der Frühen Neuzeit? (Schriften des Historischen Kollegs, Kolloquien 23)*, München 1995, 113-122. を参照。
- (56) この歴史学とスウェーデン歴史学との対比は、Werner Buchholz, *Der Eintritt Schwedens in den Dreißigjährigen Krieg in der schwedischen und deutschen Historiographie des 19. und 20. Jahrhunderts*, in: *HZ 245* (1987), 291-314. を参照のこと。この論文では、解釈の理念的な伝統とブルーティオの著作に見られるその馬鹿げた垂流を適切に批判している。冒頭でスウェーデン歴史学のゴート研究を評価しているものの、その後の部分で、支配的ではあるが限定的な説明しかできない経済学派の研究だけしか取り上げなかったのは、いささか安易である。これ

とは異なり、スウェーデン王家の長期的な帝国政策を扱った最近の研究として、Jörg Peter Findeisen, Eine „fremde“ deutsche Legende. Gustav II. Adolf, der uneigennützigste Glaubensstreiter, in: *ZfG* 44 (1996), 693-715, 714. などを参照。

(85) 基本文献は Hildegard Schaefer, *Moskau das Dritte Rom. Studien zur Geschichte der politischen Theorien in der slawischen Welt*, Darmstadt 1957, besonders 1, 6, 50-126. などを参照。また、Christiane Henner, *Herrschaft und Legitimation im Rußland des 17. Jahrhunderts. Staat und Kirche zur Zeit des Patriarchen Nikon*, Frankfurt a. M. 1979, 29-37.

(86) Schaefer などを参照。また Hans-Joachim Torke, Von der Autokratie zum Verfassungsstand. Zaren und Kaiser in Rußland, in: ders. (Hrsg.), *Die russischen Zaren 1547-1917*, München 1995, 11-25, 12. を参照。

(89) 一五二四年のことは Schaefer, *Moskau* (註 8), 204. の注を参照。また、同書 206f. などを参照。このような表現があるのこそ、むしろ参照された。

(19) イヴァン雷帝は皇帝アヴグストゥスの後裔であると自称しており、対外的にもそのような表現を用い、やうには古代ローマの事例を借用して自らネロを組織した。Valentin Gittermann, *Geschichte Rußlands*, 3 Bde., Zürich 1944-1949, hier Bd. 1, 158, 175. を参照。

(92) 一六六八年にロシア使節がスペイン宮廷をはじめ交渉を行った時には、この点についての問い合わせが実際になされた。Hans-Joachim Torke, *Die staatsbedingte Gesellschaft im Moskauer Reich. Zar und Zemlja in der altrussischen Herrschaftsverfassung 1613-1689*, Leiden 1974, 9f. を参照。

(93) 基本文献は Reinhard Wittram, Peter I. Czar und Kaiser, 2 Bde., Göttingen 1964. などを参照。また、同書 Bd. 2, 462-474. を参照。また、歴史像の検討として、Hans-Joachim Torke, *Byzantinisches Erbe und Orthodoxie bei Feofan Prokhorovi*, Würzburg 1970, 47-94. を参照。また、Aristide Fenster, *Rußland im System der europäischen Mächte 1721-1725*, in: *Handbuch der Geschichte Rußlands*, hrsg. v.

- Manfred Hellmann, Gottfried Schramm und Klaus Zernack, Bd.2, 1, Stuttgart 1986, 353. を参照のこと。後者の論文では、ロシアの皇帝権を「はばまれたく新しいもの」と考えるウィットラムの見解は「否定された」と論じ、その代りに「ヨーロッパの皇帝理念は、古くからある東ローマの諸観念にかなり深く根をこしており、一七世紀にロシアへ流入した西欧国法学の教説をはるかに越えて、東ローマの諸観念は継けつがれていた」とまとめてゐる。
- (64) 一七二一年二月一日にウィーンで行われた会議では「このような文面で決議がなされ、カール六世もその決議を承諾してゐる。Wittram, *Peter I.*, Bd.2(註32), 471f. ちの引用した。
- (65) 世界的次元でこの諸問題について、Klaus Zernack, Zum Problem der Geschichte Rußlands in der frühen Neuzeit, in: *Handbuch der Geschichte Rußlands*(註32)に Wolfgang Reinhard, *Geschichte der europäischen Expansion*, Bd.3, Stuttgart 1988, 92-95. を参照のこと。
- (66) スウェーデンの外交官スタフ・セルシムスが、一七二一年一月八日にコンスタンティノープルで記した報告の中の有名な記述が、Andreas Bode, *Die Flottenpolitik Katharinas II. und die Konflikte mit Schweden und der Türkei (1768-1792)*, Wiesbaden 1979, Anhang Nr.4, 228. に収録されてゐる。七年戦争で大なる勝利をあげたプロシヤも、東方におけるロシヤの優位的地位と同調する動きを見せつゝた。Klaus Zernack, Das preussische Königtum und die polnische Republik im europäischen Mächtesystem des 18. Jahrhunderts (1701-1763), in: *Jahrbuch für die Geschichte Mittel- und Ostdeutschlands* 30 (1981), 4-20.
- (67) Markus Köhbach, Das Osmanische Reich im 16. und 17. Jahrhundert, in: Erich Zöllner/Karl Gutkas (Hrsg.), *Österreich und die Osmanen. Prinz Eugen und seine Zeit*, Wien 1988, 5-19. 以下、近年の新しい文献をもち、要を得た概観を与へてゐる。研究上の諸問題については、Alfred Kohler, *Das Reich*(註38), 10-15, 73-92. を参照のこと。
- (68) 国際法の諸観念とその作用についての比較研究として、Guido Komatsu, Die Türkei und das europäische Staatensystem im 16. Jahrhundert. Untersuchungen zu Theorie und Praxis des frühneuzeitlichen Völker-

chs, in: *Recht und Reich im Zeitalter der Reformation. Festschrift für Horst Rabe*, Frankfurt a. M./Berlin 1996, 121-144. ㊦㊧㊨。

(69) この文言は、一五六二年八月二日にハブスブルクと交わした条約文書の中で、スレイマン自身が述べたものである。これを収録する文献は『Die Schreiben Süllemans des Prächtingen an Karl V., Ferdinand I. und Maximilian II. aus dem Haus-, Hof- und Staatsarchiv zu Wien. Transkriptionen und Übersetzungen, hrg. v. Anton C. Schandlinger unter Mitarbeit von Claudia Römer (Denkschriften der Österreichischen Akademie der Wissenschaften, phil.-hist. Klasse, 163), Wien 1983. ㊦㊧㊨。』

(70) 一六六四年にスルタンが記した文書は、そのもとに主張や述べらる。この文書は *Krieg und Sieg in Ungarn. Die Ungarnfeldzüge des Großwesirs Köprülüazade Fazıl Ahmed Pascha 1663 und 1664 nach den „Keinodien der Historien“ seines Segelwahrers Hasan Aga, übersetzt, eingeleitet und erklärt von Erich Probosch (Osmanische Geschichtsschreiber, 8), Graz 1976, 232. に収録や述べらる。Kara Mustafa, Aufforderungsschreiben an die Wiener von 1683, in: Karl Tephly, Kara Mustafa vor Wien, Graz 1982, 254. を参照のこゝに。挿入やれたスルタンの筆跡状で見られる。一六世紀以降の文面の變化も参考になさ。プロンガントとしてそれが利用されたことについては、Winfried Schulze, *Reich und Türkenfahrt im späten 16. Jahrhundert*, München 1978. を参照のこゝに。*

(71) 一五三五年二月一日ヨリヨロヨリ、ノランノロー一世が帝国華族に宛じた書簡。収録やれた Alfred Kohler (Hrsg.), *Quellen zur Geschichte Karls V. (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte der Neuzeit, 15)*, Darmstadt 1990, 194-198, 196. ㊦㊧㊨。これを扱ったカール一世の区は 2004. を参照のこゝに。

(72) Karl Nehring, *Adam Freiherr von Herbersteins Gesandtschaftsreise nach Konstantinopel. Ein Beitrag zum Frieden von Zsitva-Torok*, München 1983. を参照のこゝに。この条文の解説は、このことについて Köhbach, *Osmantisches Reich* (註 6) に Kohler, *Das Reich im Kampf um die Hegemonie* (註 8) を参照のこゝに。

(73) 一七三九年の和平には期限が付けられず、一七四七年の講和ではじめて、議定書に通例の永久条項が含まれることと

- なした。Komatsu, Die Türkei und das europäische Staatensystem(註8), 142. と基本文献でも Jörg Fisch, *Krieg und Frieden im Friedensvertrag*, Stuttgart 1979, 385. を参照のしよう。また研究の背景を論じる報告として Berndt R. Kroener, Wien 1983, in: *ZHF 12* (1985), 181-216. など、第二次ヴェーン包囲の三百年記念論文集として Gernot Heiss/Grele Klingenstein (Hrsg.), *Das Osmanische Reich und Europa 1683 bis 1789. Konflikt, Entspannung und Austausch*, Wien 1983. を参照。
- (74) Robert I Frost, *After the Deluge. Poland-Lithuanian and the Second Northern War 1655-1660*, Cambridge 1993. を参照のしよう。眼書では ders., *The Nobility of Poland-Lithuania, 1569-1795*, in: Hamish M. Scott (Hrsg.), *The European Nobilities in the Seventeenth and Eighteenth Century, Bd.2*, London 1995, 183-222. を参照された。
- (75) Klaus Zernack, *Polen und Rußland. Zwei Wege in der europäischen Geschichte*, Berlin 1993, 25. 又 Stefan Troebst, *Schwellenjahr 1667? Zur Debatte über den „Durchbruch der Neuzeit“ im Moskauer Staat*, in: *Elitenwandel und Modernisierung in Osteuropa (Berliner Jahrbuch für osteuropäische Geschichte, 2)*, Berlin 1995, 151-171, 161f. を参照のしよう。
- (76) Heinrich Steiger, *Bemerkungen zum Friedensvertrag von Crépy en Laonnais vom 18. September 1544 zwischen Karl V. und Franz I.*, in: *Recht zwischen Umbuch und Bewahrung. Festschrift für Rudolf Bernhardt*, Berlin/Heidelberg 1995, 241-265. など、ケンプーの和約に「普遍主義的な視点から起草された国際法の最後の試み」を見ている。普遍主義的な試み自体はその後も長く存在し、つねに失敗を繰り返しており、その失敗を法典化した妥協こそが、後の数々の講和条約とどういふこととなる。
- (77) Helmuth K. G. Rönnelarth, *Konferenzen und Verträge (Vertrags-Ploetz)*, Teil 2, Bd.3, 2.Aufl., Freiburg/Würzburg 1979, 117. を参照のしよう。
- (78) 勢力均衡の原理は「力の公正な均衡をよこす justo potentiae aequilibrio」といふ文言で、ある講和条約の中に、具体

的にはイギリス・スペイン間で一七二三年に締結されたユニオン講和条約の中に登場する。条約は The Consolidated Treaty series, hrsg., v. Clive Parry, Bd.28: 1713-1714, New York 1969, 325f. に収録されている。政治学でも用いられる分析カテゴリーであり、「覇権 Hegemonie」(近年では「普遍帝国 Universalreich」)や「普遍的な一元支配 Universalmonarchie」も加えての対義語をなす「勢力均衡 Gleichgewicht」は、内容に関わる基本的な諸問題をならむことの発展過程についての研究もおそろかにされている。どうのでも、勢力均衡や相互対等の理念が形成される以前の「点」を区別して論じている。今日の歴史学の見解では、勢力均衡の原則の確立時期をもう少し後の時点に求めている。これは妥当な見方だと言えよう。ひろく行われた議論の出発点と到達点については Ernst Kaaber, *Die Idee des europäischen Gleichgewichts in der publizistischen Literatur vom 16. bis zur Mitte des 18. Jahrhunderts*, zuerst 1907, Nachdruck Hildesheim 1971. v Heinz Duchardt, *Friedenssicherung im Jahrhundert nach dem Westfälischen Frieden*, in: Manfred Spieler (Hrsg.), *Friedenssicherung*, Bd.3, München 1989, 11-18, 15f. を参照せよ。また Rainer Pommerin, *Das europäische Staatensystem zwischen Kooperation und Konfrontation 1739-1856*, in: Helmut Neuhaus (Hrsg.), *Aufbruch aus dem Ancien régime. Beiträge zur Geschichte des 18. Jahrhunderts*, Köln/Weimar/Wien 1993, 79-99. 中、数多くの事例を検討した新しい研究「一八世紀末における諸国家体系と勢力均衡が具体的にどのようなかたちをとり、どのような影響を及ぼしていったかについて論じている」。

(79) この点を論じるのは、現時点では Paul W. Schroeder, *The Transformation of European Politics 1763-1848* (Oxford History of Modern Europe), Oxford 1994, VIII. 中、Ders., *Did the Vienna Settlement Rest on a Balance of Power?*, in: *AHR* 97 (1992), 683-705. 中、議論を促す「その見識は次の Enno E. Krahe, Robert Jervins, Wolf D. Gruner が賛意を示しながらも修正を迫る論考を発表しているの」を参照されたい。シュレーダーは論文の表題で設定した問いに対して「否」を答えている。「equilibrium」概念は「一八一五年の時点で精神的にも法的にも共有された覇権的な諸体系を含む」と論じていることで、シュレーダーは(均質化という意味での)equilibrium 概念と区別し、

これに對置してゐる。Pauimann(註四), 346. 彼は「興味深い議論がもたらした展開されてゐる。

- (80) イギリスのこの立場は「一七〇〇年頃の同国の喧伝家たまたまつてまじたく公然と主張されていた。この点について
は「Kaaber, *Europäisches Gleichgewicht* (註8), 63f. を参照のこと。テューター朝以降のイギリスにおける拡張主義的
主張は關しては「Heiner Haan/Gottfried Niedhart, *Geschichte Englands vom 16. bis zum 18. Jahrhundert* (*Ges-
chichte Englands in drei Bänden*), München 1993. を参照せられた。その中で「平和を阻害した海外世界支配理念につ
いては「Armin Reese, *Den Krieg verschieben - verkürzen - ersetzen? Die französisch-englischen
„gemeinsamen Kommissionen“ vor dem Siebenjährigen Krieg*, in: Duchardt, *Zwischenstaatliche Friedens-
wahrung* (註9), 245-260. を参照のこと。

- (81) 例として Edmund Waller, *Panegyric to my Lord Protector*, 1655. 彼は次のような一語がある。「神がこの島に命じ
給うた役割は、法を与え、ヨーロッパとの状態のバランスを保つことであり、それによりわが国は畏怖される存在とな
る」。Friedrich Brie, *Imperialistische Strömungen in der englischen Literatur*, 2. erw. Aufl., Halle 1928, 51 und
insgesamt 16-82. を参照のこと。Christoph Kampmann, *Arbiter of Christendom und europäisches Gleichgewicht.
Zu Geschichtsdanken und Politik in England des 17. Jahrhunderts*. 彼は「一九九六年の「マンハッタン」の歴史家会議
で行われた講演があり、現在出版準備中である。ヨーロッパ規模の背景は關しては「Hans Fenske, *Gleichgewicht, in:
Geschichtliche Grundbegriffe*, hrsg. v. O. Brunner/Werner Conze/Reinhard Koselleck, Stuttgart 1975, Bd.2, 959
-996, bes. 961f. を参照のこと。

- (82) John Borough, *The Sovereignty of the British Sea, geschr.* 1633, gedr. 1651, v James Harrington, *Oceana*,
1656. その中で Brie, *Imperialistische Strömungen* (註8), 38f., 50-55. には「この理念を示す事例が数多く載せられて
くるので、これらも参照のこと。

- (83) この点に關しては「Burkhardt, *Dreißigjähriger Krieg* (註1) に触れられた研究があり、表題に興味深い二頁を抜き
かして Armin Reese, *Hegemonie versus Weltreich. Außenpolitik in Europa 1648-1763* (*Historisches Semi-*

nar, NF 7), Idstein 1995, 23-75. を参照せられたる。

(87) John Brewer, The Eighteenth Century British State. Context and Issues, in: Lawrence Stone (Hrsg.), *An Imperial State at War. Britain from 1689 to 1815*, London/New York 1994, 224-257, 51f.

(88) Stig Förster, Imperialismus aus Versehen? Die britische Eroberung Indiens 1798-1819, in: Jürgen Osterhammel (Hrsg.), *Britische Übersee-Expansion und Britisches Empire vor 1840*, Bochum 1987, 156-206. 此の「臣民を擁護する中東亞細亞を並べ置かむが爲」Stig Förster, *Die mächtigen Diener der East India Company: Ursachen und Hintergründe der britischen Expansionspolitik in Südasiens 1793-1819* (Beiträge zur Kolonial- und Überseegeschichte, 54), Stuttgart 1992. を参照せられたる。

(89) 例えば「十七世紀のスペイン領アメリカには最大四千人の兵数だったが、ヨーロッパのスペイン軍は約二二万人を数えた。」Peer Schmidt, Das Militärwesen, in: *Handbuch der Geschichte Lateinamerikas*, hrsg. v. Walter L. Bernecker, Bd.1, Stuttgart 1994, 364-376, 370 sowie 364f. und 374f. 以下「興味ある展開やトピクスを参考せられたる。」

(90) Balthasar Sigmund von Stosch, *Politischer Staats Garten von XIII Staats-Blumen*, Jena/Brestrau 1676, 6. Diskurs, 194-216.

(91) Max Braubach, *Versailles und Wien, von Ludwig XIV. bis Kaminitz. Die Vorstudien der diplomatischen Revolution im 18. Jahrhundert*, Bonn 1952, 344. 又 Kunisch, *La guerre - c'est moi*(註⑧), 15f. 以下及せられたるベル・イスレルの著者かな覺書を参照せられたる。

(92) 「世界の二元支配という夢の具体的な計画 le projet chimérique de la monarchie universelle」が「現在ではたしかに却下された反対意見と見なされているが」「この王権の政治的意図は「これをヨーロッパにおろす」「その古く、その威厳そしてその大きさを相応しい特別の役割を演じるようにせよ」と「これからまた演じ続けるようにせよ」Instruction für Stain ville, 1757, *Recueil des instructions données aux ambassadeurs et ministres de France depuis les*

Traité de Westphalie jusqu'à la Révolution française, Bd.1: *Antique*, hrsg. v. Albert Sorel, Paris 1884, 357. 2つらう文書を見るならびに、フランスの目標はキースタールマンとの同盟にありては、恐るべきことなきことなるべし。しかして、仏蘭同盟を指導した政治家ベルニスが、「この点に関してこのような具体的見解を持っていたのか、あるいはどれほどこの目標を把握しようとしたのかは明らかではない。」

(96) Reese, *Den Krieg verschoben* (註89), 256f. は、「植民地戦争を」最終的には「栄光を世界支配、皇帝と同じ地位を獲得するための戦争」だったと指摘することもある。これらの戦争は当時の価値観に根拠した、互いに相容れない要求が掲げられていたことからして、対立する両者の妥協が不可能だった点を強調している。

(95) Johannes Burkhart, *Die Schweizer Staatsbildung im europäischen Vergleich*, in: Günther Lottes (Hrsg.), *Religion, Nation, Europa (Schriftenreihe der Europa-Kolloquien im Allen Reichstag, 1)*, Heidelberg 1992, 271-286. は、「詳細な事例を交えた研究なので参照された」。この報告にたいして副報告 *Volker Press*, *Die Schweiz - steter Weg zur eigenen Identität*, 287-293. は、「立場を異にし、一部については批判をしている」。旧来の解釈ではスイスは特殊な道を歩んだとされたが、「今日の研究では、スイスをヨーロッパ的視野からとらえるのが普通になつてくる」。Thomas A. Brady, *Turning Swiss. Cities and Empire 1450-1550*, Cambridge 1985. 2 Peter Blickle, *Friede und Verfassung. Voraussetzung und Folgen der Eidgenossenschaften von 1291*, in: *Innerschweiz und frühe Eidgenossenschaft. Jubiläumsschrift 700 Jahre Eidgenossenschaft*, Bd.1, Olten 1990, 15-202. は「異なる視点からとらえること」を強調している。Ulrich im Hof, *Mythos Schweiz. Identität - Nation - Geschichte 1291-1991*, Zürich 1991. は「今日の研究水準を代表する、よく吟味された著作である」。

(92) よく利用される史料集 *Instrumenta Pacis Westphalicae. Die Westfälischen Friedensverträge*, bearb. v. Konrad Müller (*Quellen zur neueren Geschichte*, 12/13), Bern 1975, 167. は「オスマンブリタニヤの講和第六条についてだけでなく十本の研究論文を収録している。条文中の「あるいはあたかも帝国からの完全な自由と独立を手に入れることによ

り in possessione vel quasi plenae libertatis et exemptionis ab imperio」という文言のうち「あるいはあたかも vel quasi」には法的な拘束力がなからと解釈されている。かなりスイスよりの立場で史料批判をするコンラート・レープゲンによれば、「あたかも」の部分すらいっしょに訳してはならないとされる。なぜならこのラテン語は、抽象物の所有をはつきり示すための単語であり、同じ表現がドイツ語には存在しないからであるという。したがってレープゲンの訳ではたんに「帝国からの完全な自由と独立を手に入れる im Besitz voller Freiheit und Exention vom Reich」となる。法的拘束力があると考ええる立場は、スイスはたんに帝国最高法院 Reichskammergericht の裁判権から除外されたにすぎないと解釈する。それゆえ、帝国との結びつきはその後も存続し、一七一一八世紀における主権の解釈はあつて、議論の余地があると言張るべきである。この点については Karl Mommsen, *Eidgenossen, Kaiser und Reich. Studien zur Stellung der Eidgenossenschaft innerhalb des Heiligen Römischen Reiches*, Basel 1958, 64; ders., *Auf dem Weg zur Staatssouveränität. Staatliche Grundbegriffe in Basler juristischen Doktorarbeiten des 17. und 18. Jahrhunderts*, Bonn 1970, 229-250. を参照しよう。

(53) Edgar Bonjour, *Geschichte der Schweizerischen Neutralität*, Bd.1, Basel 1965, 19-90. を参照しよう。

(76) この点で関心を近年の雑誌に「Horst Carl, Eidgenossen und Schwäbischer Bund - feindliche Nachbarn? in: Peter Rück, (Hrsg.), *Die Eidgenossen und ihre Nachbarn im Deutschen Reich des Spätmittelalters*, Marburg 1991, 215-265. を参照しよう。

(55) Dirk Graswinckel, nach: Horst Lademacher, *Geschichte der Niederlande*, Darmstadt 1983, 67.

(96) ホルンタールは国家形成の過程を「Heinz Schilling, Der Aufstand der Niederlande. Bürgerliche Revolution oder Elitenkonflikt? in: H. U. Wehler (Hrsg.), *200 Jahre amerikanische Revolution und moderne Revolutionsforschung*, Göttingen 1976, 224-239. 近年の文庫のなかでも重要なものとして Geoffrey Parker, *Der Aufstand der Niederlande. Von der Herrschaft der Spanier zur Gründung der Niederländischen Republik 1549-1609*, München 1979. 又 Johathan J. Israel, *The Dutch Republic and the Hispanic World 1605*

-1661, Oxford 1982. p.490.

(67) 識者による適切な判断によれば、反乱全体および国家形成の構造は「共和制か君主制かという問題にはそれほど左右をわけておらず、むしろ部族の持つ権能に大きく規定された」Lademacher, *Geschichte der Niederlande* (註1), 281. p.491 p.490.

(68) Helmut Gabel, Wilhelm III. von Oranien, die Niederlande und das Reich. Beobachtungen zu den mentalen und verfassungspolitischen Voraussetzungen der Koalitionsbildung gegen Ludwig XIV., in: Horst Lademacher (Hrsg.), *Oranien-Nassau, die Niederlande und das Reich. Beiträge zur Geschichte einer Dynastie*, Münster 1995, 69-95, 94. 註' の点に關してネガティブな結論を導いた最新の研究はのび' 参照せよ。

(69) 『点に關して感念な疑問を止つて』 Wolfgang Reinhard, Humanismus und Militarismus. Antike Rezeption und Kriegshandwerk in der oranischen Heeresreform, in: Franz Josef Worstbrock (Hrsg.), *Krieg und Frieden im Horizont des Renaissancehumanismus*, Weinheim 1985, 185-204. p.490.

(70) Moritz Ritter, *Deutsche Geschichte in der Gegenreformation und des Dreißigjährigen Krieges*, 3 Bde. (1889-1909), ND Darmstadt 1974. v. Winfried Schulze, Das Ständewesen in den Erblanden der Habsburger Monarchie bis 1740: Vom dualistischen Ständestat zum organisch-föderativen Absolutismus, in: *Ständehum und Staatsbildung in Brandenburg-Preußen*, hrsg. v. Peter Baumgart, Berlin/New York 1983, 263-279. 註' の点に關しての明らかな誤解をいつる。個々の点に關して註' Karl Richter, Die böhmischen Länder von 1471-1700, in: Karl Bosl (Hrsg.), *Handbuch der Geschichte der Böhmischen Länder*, Bd.2, Stuttgart 1974, 99-414. 参照せよ。

(71) 一六一九年七月四日『のちく』ト集金書第廿' Gottfried Lorenz (Hrsg.), *Quellen zur Vorgeschichte und zu den Anfängen des Dreißigjährigen Krieges* (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte der Neuzeit, 19), Darmstadt 1991, 332-358. 註を讀むべし。

(28) Gottfried Schram, Polen - Böhmen - Ungarn: Übernationale Gemeinsamkeiten in der politischen Kultur des späten Mittelalters und der frühen Neuzeit, in: *Przeгляд Historyczny* 76 (1985), 417-437. 本 中央ヨーロッパ東部に複数存在した等族国家に固有な性格を描き出すとする壮大な試みであり、参照されたい。ただし、選挙王権をドイツの世襲諸侯たちと対置させて論じるのは問題である。彼らは帝国等族なのであって、比較の対象は、彼らと同じように世襲で自己の軍隊を持っていた、有力な貴族身分でなければならぬだろう。

(29) Hams, *Illustrierte Flugblätter*, Bd. 2 (註 89), 269. 収録の "Factum est..." というペンハントの図柄の写りがあまる。

(30) 上の模様の写りが Joachim Bahlcke, Die böhmische Krone zwischen staatsrechtlicher Integrität, monarchischer Union und ständischem Föderalismus, in: Thomas Fröschl (Hrsg.), *Föderationsmodelle und Unionsstrukturen (Wiener Beiträge zur Geschichte der Neuzeit, 21)*, Wien / München 1994, 83-103, 103. 以下参照。

(31) 一九九二年の私の著作 (Burkhardt, *Dreißigjähriger Krieg* (註 21), 74-89) に Burkhardt, Die Schweizer Staatsbildung (註 15)) には、スーレンと乱を国家形成として新しく解釈し直さないと述べた。それ以後に公刊された研究として、Joachim Bahlcke, *Regionalismus und Staatsintegration im Widerstreit. Die Länder der böhmischen Krone im ersten Jahrhundert der Habsburgerherrschaft (1526-1619)*, München 1994. 本稿の参考になる。この著作は、私の研究とは無関係に進められ、地域的にも時間的にもあまり細かく論じているのだが、結論は似通ったものがある。引用句は回書 456f. 以下参照。その中で、Durch „starke Konföderation wohl stabilisiert“. Ständische Defension und politisches Denken in der habsburgischen Ländergruppe am Anfang des 17. Jahrhunderts, in: Thomas Winkelbauer (Hrsg.), *Kontakte und Konflikte. Böhmen, Mähren und Österreich. Aspekte eines Jahrtausends gemeinsamer Geschichte*, Waidhofen an der Thaya 1993, 174-186. 参照のしる。

(32) 帝国の図柄として、Walter Ziegler, Maximilian I. von Bayern und der Kampf um Böhmen 1620, in: *Gegenwart und Vergangenheit. Festsache für Friedrich Prinz zu seinem 65. Geburtstag*, hrsg. v. Georg Jenal,

München 1993, 55-74. 参考書あり。

(29) H. C. Frhr. von Friedensburg, *Wohnende Erinnerung von der Behauptung des Königs und Fürsten Standts, auch Ursache der Kriege in Europa*, o. O. 1620, 10.

(30) Johannes Burkhart, *Frühe Neuzeit* (註5), Kap. 6 Q. 8 及び Kap. 8 Q. 2 以下、その内容が概説的なものであることを参考書あり。

(31) Longnon, *Ludwig XIV.* (註5), 66f.

(32) Jonathan I. Israel, *A Conflict of Empires. Spain and the Netherlands 1618-1648*, in: ders., *Empires and Entrepots. The Dutch, the Spanish Monarchy and the Jews, 1585-1713*, London 1990. 本邦の歴史に直接関係する第三巻の「スペイン・オランダの諸國と参照あり」。

(33) Burkhart, *Dreißigjähriger Krieg* (註5), 90-127. 参考書あり。

(34) Burkhart, *Dreißigjähriger Krieg* (註5), 105-107. 参考書あり。以下、その内容については随分詳しく述べられている Georg Schmidt, *Der Dreißigjährige Krieg*, München 1995, 20f., 71-80. 参考書あり。一六四八年以降の帝國を再認識する重要な提言が、目録の「近代史家たちの見方」にある(近年の重要な文献のみを以下に記す)。Karl Otmar Frhr. von Aretin, *Das Alte Reich 1648-1806, Bd.1: Förderalistische oder hierarchische Ordnung (1648-1684)*, Stuttgart 1993; Helmut Neuhaus, *Das Ende des Alten Reiches*, in: Helmut Alt Richter/Helmut Neuhaus (Hrsg.), *Das Ende von Grobreichen (Erlanger Studien zur Geschichte, 1)*, Erlangen/Jena 1996, 185-209; Volker Press, *Die kaiserliche Stellung im Reich zwischen 1648 und 1740, Versuch einer Neubewertung*, in: Georg Schmidt (Hrsg.), *Stände und Gesellschaft im Alten Reich*, Stuttgart 1989, 51-80; Bernd Roeck, *Reichsherkommen und Reichssystem. Die Diskussion über die Staatlichkeit des Reiches in der politischen Publizistik des 17. und 18. Jh.*, Mainz 1984; Anton Schindling, *Die Anfänge des Immerwährenden Reichstags zu Regensburg. Ständevertretung und Staatskunst nach dem Westfälischen Frieden*,

Mainz 1991; Georg Schmidt, *Der napoleonische Rheinbund - ein erneuertes Altes Reich?*, in: Volker Press (Hrsg.), *Alternativen zur Reichsverfassung* (註9), 227-246.

- (註10) Helmut Neuhaus, *Das Problem der militärischen Exekutive in der Spätphase des Alten Reiches*, in: Johannes Kunisch (Hrsg.), *Staatsverfassung und Heeresverfassung in der europäischen Geschichte der Frühen Neuzeit* (*Historische Forschungen*, 28), Berlin 1986, 297-346. 一八・一九世紀の識者たちが帝国の軍事力や戦闘能力に對して与した否定的見解は、この論文でフランクフルトの Das Ende des Alten Reiches (註11)に数多く載せられている。例えば、キーザーは帝国の軍制を「二度と帝国戦争をしない方がよい」と忠告している。トライチュネは「帝国の体制はドイツ人の武人的氣質を醸成してしまった」と嘆息しているのだが、今日では逆にならざるを得ない。帝国が高く評価されているのであり、この点に關しては検討が必要である。これについて、Burkhardt, *Dreißigjähriger Krieg* (註11), 124f. を参照のこと。また帝国の専守防衛的性格に關しては、Roeck, *Reichserkommen und Reichssystem* (註12) を参照のこと。

- (註11) 一六七四年にはフランスに對する形式上の帝国戦争の宣言がなかった、と主張するニコライは、カンフンが「この戦争が帝国戦争であることは自明のものとして理解されていたのであり、帝国戦争の宣言という儀式は一連の戦争の中で必要と確立した」の見解を示している。Klaus Müller, *Zur Reichskriegserklärung im 17. und 18. Jahrhundert*, in: *ZRG GA 90* (1973), 246-259; Christoph Kampmann, *Reichstag und Reichskriegserklärung im Zeitalter Ludwigs XIV.*, in: *HJb 113* (1993), 41-59.

- (註12) オスナブリュックの講和第八条第二項第二節「国内におきて、また諸外國との同盟を結ぶための *ius faciendi inter se et cum externis foedera*」についての研究動向は、Burkhardt, *Dreißigjähriger Krieg* (註13), 104-107. を参照のこと。
- (註13) カニニットの一七五五年八月の覚書は、*Preussische und Österreichische Acten zur Vorgeschichte des Siebenjährigen Krieges*, hrsg. v. Gustav Berthold Volz u. Georg Künzel (*Publicationen aus den K. Preussischen Staatsarchiven*, 74), Leipzig 1899, ND Osnabrück 1965, 145. に及びかねている。戦争回顧については、Johannes Kunisch,

Das Mirakel des Hauses Brandenburg. Studien zum Verhältnis von Kabinettpolitik und Kriegführung im Zeitalter des Siebenjährigen Krieges, München/Wien 1978. 参照 611。特記 付録 1 の 9 の Denkschrift von Maria Theresia für Daun vom 24. Juli 1759. 参照 46。

（すずき ただし・本学法学部助教授）